

平生町告示第9号

令和7年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年6月4日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和7年6月16日
 - 2 場 所 平生町議会議場
-

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

○応招しなかった議員

令和7年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和7年6月16日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第30号 令和7年度平生町一般会計補正予算
日程第6 議案第31号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第32号 平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第9 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第30号 令和7年度平生町一般会計補正予算
日程第6 議案第31号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第32号 平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第9 委員会付託
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 原 真紀さん | 2番 長尾 忠明君 |
| 3番 中村 一幸君 | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 中川 裕之君 |
| 8番 河藤 泰明君 | 9番 岩本ひろ子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 細田留美子さん

13番 中村 武央君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 池田 真治君

書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	中本 稔君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長	横田 佳幸君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	三宅 秀昭君	健康保険課長	久保 秀幸君
産業課長	吉岡 文博君	建設課長	伊藤 正晴君
環境政策室長	山本 和也君	学校教育課長	吉本 敏行君
社会教育課長	岡本 治典君	総務課財務班長	山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長(中村 武央君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中村 武央君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの9日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び、委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

水田に水が張られ、早苗が風に揺れる風景が見られるようになりました。少し前までは町内各所で見られた風景ですが、年々少なくなっているように感じられ、寂しい感じがいたしております。

米の価格が高騰しており、何事もなく秋の収穫期を迎えられることを願わずにはられません。

九州北部地方の今年の梅雨入りは、平年より4日遅い6月8日に発表されました。梅雨に入っ
ていきなり的大雨となりましたが、今年の梅雨が農作物にとって程よい雨量となるようお願い
しております。

さて、本町では1年を通じて、ノーネクタイでの執務を許可しておりますが、気温が高くなる
時期には、多くの職員がイタリアーノひらおポロシャツを着用しております。

本日は、6月定例会の初日にあたり、議員の皆様とともにイタリアーノひらおポロシャツを着
用して会議に臨んでおります。議会の御協力に感謝申し上げます。

本日、提出いたします議案は、予算1件、条例2件となっておりますので、よろしくお願い申
し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告させていただきます。

国の今年度予算は3月31日に成立いたしました。一般会計総額は、115兆1,978億円

と当初予算としては3年連続で110兆円を超え、令和5年度当初予算を上回り過去最大となりました。

歳出では、全体の3分の1を占める社会保障費が、令和6年度より5,745億円増えて38兆2,938億円となったほか、防衛関係費も7,519億円増えて8兆6,691億円となっています。

国債費も1兆2,089億円増加し28兆2,179億円と過去最大となりました。地方交付税交付金は、令和6年度より1兆865億円増えて18兆8,728億円、予備費は別枠が廃止され7,395億円が計上されております。

歳入では、税収が令和6年度を8兆2,110億円上回る77兆8,190億円と過去最大。税外収入は、8兆7,318億円が見込まれておりますが、なお不足する28兆6,471億円を新たな国債発行で賄うこととされております。当初予算段階での国債の新規発行額は、17年ぶりに30兆円を下回ることとなりますが、歳入全体の4分の1を占める厳しい財政状況が続いております。

政府は、今月6日の経済財政諮問会議で、経済財政運営の基本方針、骨太の方針の原案を示しました。石破政権下で初めての骨太の方針となります。基本的には岸田前政権の新しい資本主義の賃上げ・産業政策に重点が置かれた前年踏襲の内容ですが、地方創生の色彩が強まったものとなっております。

財政政策に関しましては、プライマリーバランスの黒字化目標は、今年度から来年度を通じて可能な限り早期に黒字化すると修正されており、米国の関税をめぐる世界経済の悪化等を懸念したものと考えられます。

賃上げをめぐっては、減税政策で手取りを増やすのではなく、賃上げを起点とした成長型経済を実現すると明記され、最低賃金の引上げに向けた集中的な取組を実施するとしています。

地方創生に関しては、関係人口の拡大や二地域居住の促進に向けて、ふるさと住民登録制度の創設が明記されているほか、持続可能な地方行政財政基盤の強化については、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方向が明記され、急速な人口減少や東京一極集中による地域の担い手不足や地域間格差に対応するとされております。

地方を取り巻く様々な課題につきましては、これまでも機会を捉えて国に要望しておりますが、今後におきましても全国町村会を含む地方6団体において団結し、強力で地方の声を発信していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、行政協力員会議について、御報告いたします。

4月16日から23日にかけて、町内5地域を対象に行政協力員会議を開催いたしました。多

くの議員の皆さんにも御出席いただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

このたび、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任されておりまして、現在自治会の数は148ありますが、このうち、109人、約74%の方が新規の行政協力員さんとして御就任をされております。

行政協力員会議では、こうした新規の方が多いこともあり、主に行政側からのお願いや情報提供として、新年度における事業や自治会活動交付金などを中心に説明させていただいたところがあります。説明の後には意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、御要望をいただきました。これらの意見の中には、例えば、自治会活動交付金について、敬老事業について、道路や河川工事の進捗についてなど、たくさんの御意見や御質問をいただき、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果があったものと考えております。

次に、こども家庭センターの設置について報告します。

令和7年4月、保健センター内にこども家庭センターを設置いたしました。これまで子育て世代包括支援センターが担っていた母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点が担っていた児童福祉機能を一体化し、全ての妊婦や子育て世帯を対象に、子供の年齢で区切ることなく一体的な相談支援を行っております。子供に関する相談や情報を保健と福祉の間でリアルタイムで共有することができ、様々な事例にも児童相談所、ゆうなんこども家庭支援センター等の関係機関との連携により、迅速に対応することで、安心して子育てができる環境整備に努めております。

次に、災害用トイレトラック導入に係るクラウドファンディングについて、御報告いたします。

大規模災害時のトイレ問題の解決策の一つである、災害派遣トイレネットワークプロジェクトみんな元気になるトイレに、山口県の自治体として初めて参加するため今年の4月1日から5月31日までクラウドファンディングに取り組んでまいりました。

大規模災害時における助け合いの精神や、モビリティトイレの必要性に共感いただいた町内をはじめ全国各地の多くの皆様の応援によりまして、目標額を上回る998万7,000円という御寄附を頂くことができました。改めて厚くお礼を申し上げます。頂きました御寄附は、導入いたしますトイレトラックのために大切に使用させていただきます。

今後は、皆様の御期待に応えられるよう精一杯努めてまいりますので、引き続き平生町が実施いたします防災行政への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、令和6年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要について簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計です。歳入総額64億8,383万9,775円で、歳出総額62億5,125万2,830円で、差引き2億3,258万6,945円となりまして、繰越明許費

4,337万7,000円を控除いたしますと、1億8,920万9,945円が実質収支となるものです。

次に、特別会計です。4つの特別会計の合計で、歳入総額32億6,537万4,539円、歳出総額31億9,626万3,238円で差引き6,911万1,301円が実質収支となるものです。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告させていただきました。

.....
○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 皆様おはようございます。教育長としての初めての議会定例会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。教育行政報告に入ります前に少し時間をいただいて教育長就任にあたっての初心表明をさせていただきます。

現在、教育委員会では、第五次平生町総合計画に示される将来像、自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生に向けて、現計画に沿った取組を進めています。この将来像の実現を目指し、教育振興基本計画の基本理念である、高い志と広い視野をもって、可能性に挑戦するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、豊かな人間性を育み、ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人づくりを具体的に進めることが私たちの使命です。

現在、全国的に少子高齢化が進む中、平生町も例外ではなく、昨年度の町内の出生数は27人でした。生徒数の減少に加え、学校施設の老朽化という課題にも直面しています。これらの課題に対応するため、昨年度まとめた平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想に基づき、7年後を目安に施設一体型の小中一貫教育校を新設する計画を今後進めてまいります。この新しい学校施設では、小学校と中学校の連携を一層深め、小中9年間を通じた一貫した教育体制を築くことで、子供たちの育ちや学びをしっかりと支えていきたいと考えております。

私は、小学校1校、中学校2校で校長として学校経営に携わり、小学校、中学校両方の立場から具体的に小中連携を進めてまいりました。その経験を活かし、小中連携の強化に努め、教育の質をさらに向上させていきます。具体的には、教員同士の交流を促進し、カリキュラムの一貫性を持たせることで、子供たちがスムーズに次の学年に進むことができるような環境を整えていきます。また、地域の皆様と協力し、地域とともにある学校づくりを進めることで、地域全体で子供たちを育む風土を築いていきたいと考えています。

さらに、私は過去に平生町で社会教育主事として勤めた経験があります。この経験を活かし、学校を核とした地域づくりを推進していきます。地域の行事や活動に児童・生徒が積極的に参画することで、子供たちが地域社会とのつながりを感じ、ふるさとを愛する心を育むことができます。また、地域の方が学校支援ボランティアや様々な立場で学校と関わることによって地域の横

のつながりを深めていくこともできます。

幸いなことに、平生町には学校と地域の密接な連携という大きな強みがあります。先日、平生中学校の生徒に、平生中はどんな学校ですか、と尋ねてみたところ、平生中は地域に支えられた学校です、と笑顔で答えてくれました。この言葉は、地域の皆様が日々学校を支えてくださっていることの証であり、私たちの誇りです。

また、昨年度、平生小学校の6年生が県セミナーパークで行われた地域連携加速化フォーラムにおいて、イタリアーノひらお観光大使になりきって探求した、歴史や食、観光スポットについての発表は県内各地から非常に高い評価を得ました。このように、地域との連携を通じて子供たちが成長する姿を目の当たりにし、私は非常に感銘を受けました。これからも、地域の皆様と連携しながら、子供たちの成長を支えていきたいと考えております。

子供は地域で育つ、地域は子供で結ばれると言います。皆様とともに、子供たちが夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦できる環境を整えていきたいと考えております。教育は未来への投資であり、子供たちの成長が地域の未来を明るく照らすと信じています。

平生町の子供たち、そして地域の方々のため、これまでの取組を継承・発展させ、明るく活気ある平生町を築いていけるよう教育委員会事務局職員とともに、全力で職務を遂行してまいります。皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について、御報告を申し上げます。

最初に学校教育に関する御報告です。

4月8日に佐賀小学校・平生中学校、4月9日に平生小学校で入学式が、4月10日には平生幼稚園で入園式が行われ、佐賀小学校は2名、平生小学校は41名、平生中学校は51名、平生幼稚園は3名の新入生・園児を迎えることができました。

新年度がスタートし、この子供たちが安全で安心して学校生活を送れるよう、町教委といたしましても、しっかりと支援を行ってまいります。

また、雨天により1日延期されましたが、5月25日には平生小学校において運動会が開催されました。前日の降雨により、グラウンドの状態があまりよくない中、「心を燃やせ！勝利をつかむぞ『天下一』」というスローガンの下、全校児童が元気いっぱい演技しました。特に、5・6年生の「ヤッチャレよさこい2025 そいや！」では、地域の方や中学生・高校生が50名以上も参加し、大いに盛り上がりました。この踊りは平生小のよき伝統として20年以上続いています。小学生時代を思い出しながら笑顔で踊っている中高生の姿はとても印象的でした。

次に、佐賀小学校小規模特認校制度についてです。

小規模の特性を生かした教育活動を推進している、佐賀小学校で学びたいという希望者に対して、一定の条件の下で実施している小規模特認校制度ですが、本年度は、この制度を利用して1

名の児童が入学しました。

10年目を迎える本制度ですが、1年生から6年生までの佐賀小学校全体では、今年度16人の児童がこの制度を利用しており、佐賀小学校区の児童24人と合わせて、全校児童数40人で新年度をスタートしました。昨年度の47人から児童数は7人減少しています。1・2年生と3・4年生が複式学級であり、今年度も複式解消のための教員を配置し、多くの授業で複式を解いた単学年の授業を行っています。

次に、学校運営協議会の取組についてです。

年度初めの学校運営協議会は、4月中下旬にそれぞれの学校で行われました。教育長就任の挨拶と委嘱状交付、そして、昨年度策定いたしました平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想についての概略説明を行い、その後、各校校長による学校経営方針の説明、意見交換が行われました。

学校運営協議会は、学校・地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことを目的として設置し、それを設置した学校をコミュニティ・スクールと呼びます。3校とも日頃からコミュニティ・スクールの仕組みを積極的に活用して、大きな教育効果を上げており、今年度も一層の発展が期待されています。

次に全国学力・学習状況調査についてです。

4月17日に全国学力・学習状況調査が実施され、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒が取組ました。小学校での国語・算数、中学校での国語・数学の2教科は毎年度実施されるものですが、今年度は小学校・中学校ともに理科を加えた3教科が実施されました。

国語と算数・数学、小学校の理科は、全国統一実施日の4月17日に従来どおりの筆記方式で行われましたが、中学校3年生の理科については、1人1台端末を活用したオンラインでテストを受けるCBT方式が初めて導入され、定められた一定期間内に全国、県内で分散実施されました。これはネットワーク環境を考慮したもので、平生中学校は4月14日に実施し、機器のトラブル等もなく無事終了したとの報告を受けております。

結果公表は7月下旬に行われる予定で、町教委としては、この結果を踏まえ、学校に対して必要な支援を行うなど、確かな学力の定着と向上に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、社会教育関連の行事について、御報告いたします。

まず、4月20日に令和7年度スポーツ少年団大会が、団員と育成会及び指導者が一堂に会して開催されました。当日は団員、指導者、育成会等、約170名の参加がありました。

次に、4月29日に開催されたひらおウォーキング大会についてです。

天候にも恵まれ、約80名の参加を得て実施することができました。

今年度は阿多田交流館をスタートし、白鳥古墳を回り、再び阿多田交流館に戻る総距離約7.

2キロメートルのコースです。参加された皆さんからは、初めて家族で参加しました。少し疲れましたがとても楽しかったです。や、町の歴史について知ることができて良かったです。などの感想をいただいています。

5月20日には平生中学校1年生が、町の出前講座を活用した校外学習で阿多田交流館を訪れ、戦争の歴史を知るとともに平和についての考えを深めました。

戦後80年を機に実行委員の生徒が中心となり、「考えよう平和 深めよう絆」をスローガンに企画した学習では、この日に向けて全員で折った千羽鶴を持参し、回天慰霊碑前で平和集会を行いました。

学習の終わりには、代表生徒から、平和に暮らせるためにみんなにやさしく、困っている人がいたら助けてあげたい、平和に過ごしていけることに感謝していきたい。と力強い発言がありました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第30号

日程第6. 議案第31号

日程第7. 議案第32号

○議長（中村 武央君） 日程第5、議案第30号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、日程第7、議案第32号「平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの件を、一括議題といたします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、予算1件、条例2件につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第30号「令和7年度平生町一般会計補正予算」であります。

このたびの補正予算は、67万8,000円を増額いたしまして、予算総額は64億1,667万8,000円となるものであります。

まず、12ページの歳出から御説明申し上げます。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して令和5年度から令和6年度にかけて実施いたしました生活応援商品券配布事業及び物価高騰対応重点支援給付金事業の精算に伴い交付金の返還が生じたことから、総務費の一般管理費及び民生費の社会福祉総務費に、それぞれ国庫返還金を計上いたしております。

続きまして、11ページの歳入につきましては、歳出の財源として財政基金繰入金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第31号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人において、それぞれの報酬額の引上げをいたすものであります。

法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては公布日といたします。

続きまして、議案第32号「平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉法の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、子ども家庭総合支援拠点が法律上なくなるため、本条例に規定の子ども家庭総合支援拠点の文言について改めるものです。

法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては公布日といたします。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の予算1件、条例2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第8. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第8、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 本日、6番、赤松義生議員の一般質問を行うにあたり、口頭で質問することが困難であることから、議会事務局の池田真治が一般質問を代読させていただきます。

おはようございます。日本共産党の赤松義生です。退院以来、約半年が経過しましたが、依然

として言葉がはっきりしないので、引き続き、職員の方に代読していただいて質問を行います。

さて、消費税減税が国政の大きな争点になっていますが、大企業と富裕層への減税、優遇税制を見直さない限り、消費税減税のための恒久財源を確保することはできません。

それでは、通告に従って質問をいたします。

不登校への対応について。

日本共産党は5月23日不登校についての提言を発表しました。子供の不登校は、この10年で3倍と急激に増加し、小中学校で35万人近くになりました。これまで少なかった小学校低学年でも増えていると言われていています。こうした時期だからこそ、不登校についての子供も、親も安心できる対応が求められています。

教育長にお尋ねしますが、1つ、本町の不登校の現状はどうなっていますか。2つ、不登校についての対策と対応はどうなっているのでしょうか。以上2点お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 平生町の不登校の現状や対応についての御質問にお答えします。

不登校については、毎年度、文部科学省が行う児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の項目の一つとして上げられており、本調査において病気や経済的理由によるものを除き、年間30日以上登校しなかった児童生徒と定義されています。

本町の令和6年度の不登校の状況につきましては、小学校が4人、中学校が22人でございます。主な背景には、友人関係の問題、心身の不調などがありますが、集団生活が苦手であったり、生活リズムが整っていなかったりする子供が不登校につながる事例が見られます。

このような背景を踏まえ、町教委では未然防止、早期対応と継続的な支援の2つの観点から対策を進めています。まず、未然防止、早期対応についてです。不登校の未然防止のためには、いち早く小さなサインに気づき、早期対応することが大切になるため、生活アンケートや学校総合質問紙調査を活用しております。昨年度2学期からは、子供が自分の心身の状態を毎朝タブレット端末に入力する、心の健康観察アプリを導入し、一人一人の悩みや不安に寄り添う仕組みを構築しています。

また、いわゆる中1ギャップへの対応に向けて、佐賀小学校と平生小学校の高学年児童による交流学習を、令和6年度には年回9回、今年度は年間14回の実施を計画しています。交流学習を体験した佐賀小学校の児童は、新たな友達ができたことをうれしく感じたり、多人数で学ぶことのよさを感じたりしており、中学校入学への不安軽減につながっています。

次に、継続的な支援についてです。学校では、支援が必要な児童生徒や家庭に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したケース会議や、その他の関係機関を交えた要保護児童対策地域協議会を開催し、具体的な方針を策定し、組織的な対応を進めています。

また、家庭訪問に加え、タブレットを活用したメッセージや課題の配信、オンライン授業配信、ICT学習教材による学習状況の把握など、多様な方法での支援も継続しています。

さらに、中学校には教育支援ルームを設置し、集団生活が苦手な生徒が安心して過ごせる居場所を校内に確保しています。そこでは支援員や教員の指導の下、オンラインによる授業配信を視聴したり、学習プリントを解いたり、自分のペースで過ごせるようにしています。

町教委では、今後も未然防止、早期対応と継続的な支援の充実に努め、学校が自分らしさを発揮できる学校、つながりを実感できる学校、成長を確認できる学校として、子供たちにとって魅力ある居場所となるよう、学校と関係者と協議を重ねながら対策を進めてまいります。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 御回答ありがとうございました。それでは、引き続いて次の質問に移らせていただきます。

給食調理の田布施町給食センターへの移行について。

平生小学校、中学校の給食が9月から田布施町給食センターで調理されることとなります。昨年12月、平生町の給食で子供たちがイタリア料理を給食で楽しんだとの報道がありましたが、平生町のまちづくりと密接に関わった給食の献立は、今後難しいのではないのでしょうか。

また、地域の商店の皆さんが、給食を支えてこられ、町のにぎわいを維持することにも貢献されてきました。地域の商店がなくならないか、今後の心配です。

さて、これまでおいしいと評判の給食を、事故なく調理されてきた平生小、平生中の調理員の方への処遇はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 平生小学校と平生中学校の学校給食事務を、田布施町に委託することに伴う、両校の給食調理員の処遇についての御質問にお答えします。

平生小学校と平生中学校の学校給食事務は、9月1日から田布施町に委託することになり、1学期の給食をもって、両校の自校式給食が終了となります。

現在、町の正職員として、調理を担当している職員は3名で、町内小中学校3校に1名ずつ配属しており、会計年度任用職員である調理補助員を含め、給食調理従事者は、佐賀小学校は3名、平生小学校は8名、平生中学校は7名になります。

2学期以降は、平生小学校、平生中学校での調理はなくなりますので、2名の調理職員のうち1名を佐賀小学校に配属し、1名は佐賀保育園の調理業務に従事してもらう予定です。

会計年度任用職員として調理補助に従事している方については、2学期から平生小学校、平生中学校での調理業務がなくなるため、1学期終了をもって雇用契約を解約せざるを得ません。このため、田布施町への給食事務委託が現実的になってきた頃から、可能な限りその時々状況を

伝え、再就職先等の意向を聞くことに努めてまいりました。

田布施町学校給食センター業務の受託業者にも相談したところ、平生町分の食数が新たに加わることで、調理員の増員が必要とのことでした。そのため、調理補助員の方を対象に会社説明会を開催し、現時点で4名の方が2学期から、田布施町学校給食センター業務の受託業者に所属し、田布施町給食センターでの調理業務にあたることが内定しています。

また、2学期からは調理業務はなくなりますが、田布施町学校給食センターから届く給食の受け入れ、引渡しや食器の仕分け等の業務が新たに必要となりますので、平生小学校においては、調理補助員の方1名をお願いしたいと考えております。なお、平生中学校においては、教員業務支援員の方に行っていただくこととしております。

平生小学校、平生中学校の調理補助員の方には、大変な職場環境の中、頑張っていたいただいたこと、大きな事故やけがもなく無事に、そして栄養のバランスの取れたおいしい給食を提供してきたことに、感謝とお礼を申し上げたいと考えております。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 御回答ありがとうございました。それでは、引き続いて次の質問に移らせていただきます。

米軍機の爆音について。

5月10日、米軍は岩国市に何の説明もしないまま、突然、岩国基地の海兵隊に新たに戦闘攻撃部隊を1部隊増やしたことをホームページで発表し問題になっています。

平生町でも、私の実施しているアンケートで、5月20日頃のことと思いますが、20時30分頃、米軍機の大きな爆音が響いた。柳井、田布施、平生への飛来は許されていないのではないか、議会で取り上げていただきたいとの要望がありました。

その後、5月下旬の午後3時頃、空母艦載機のF A 1 8 スーパーホーネットと思われる2機の編隊が、柳井市の方面から侵入し平生町の上空で旋回して岩国基地方面へ飛び去っていく場面に遭遇しました。

爆音が著しく大きく聞こえる平生町の上空での旋回をしないように求めることはできませんか。お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

航空機の騒音につきましては、不定期的に本町上空付近を飛行する航空機等を目撃することもあり、その機体から発せられる音についても、防音性の高い役場庁舎からも聞き取ることができます。

御質問のスーパーホーネット2機編隊の飛来ですが、平生町の上空を飛行する航空機につきま

しては、航空法により最低安全高度が定められておりますが、上空飛行すること自体を制限する規定は特にありません。

今回の飛行は、岩国侵入管制区域での飛行であることから、管制官が当該航空機を誘導する経路上に平生町があり、当町上空を巡回しながら飛行したものと推察されます。

令和5年3月議会で答弁いたしましたとおり、米軍機や航空機等の飛行に関する事項については国が所管しており、地元自治体には飛行に関する許可や管制の権限などはありません。

また、米軍機については、中国四国防衛局岩国防衛事務所によりますと、軍事的な問題で国と国との話でもあるため、運用上の理由から飛行計画や経路などの飛行情報を入手することは、困難な状況となっています。

当町上空の飛行を制限することはできないものの、今後、騒音被害の改善を図るためには、住民の皆さんからお寄せいただいた苦情を基に、中国四国防衛局岩国防衛事務所を通じて申入れを行ってまいりたいと考えております。

なお、情報をお寄せいただく場合には、その日時、場所、航空機の種類と機数、制動、どの方向からどのように飛行していったか等を正確にお知らせくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 御回答ありがとうございました。それでは、引き続いて次の質問に移らせていただきます。

上関町への使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設について。

柳井市、周防大島町、平生町、上関町、田布施町の柳井市を中心とする地域は、瀬戸内海特有の穏やかな海に囲まれ、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、古くから農業、漁業など一次産業が地域の特性を生かして発展してきました。この地域の地域振興を考えるのであれば、この地域の特性を生かした振興策を考えるべきです。

上関町への使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設は、町長も以前、私の質問に答えて、もし建設されることになれば当町の移住・定住施策や子育て教育など、将来にわたってのまちづくりに大きな影響があるのではないかと危惧している、と答えておられます。

1市3町の首長は継続的に協議を重ねておられるようなので、この際、周辺の市町にとって、上関への中間貯蔵施設建設は、地域振興につながらないと踏み込んだ見解を出すよう、首長会議で提案されてはいかがですか。お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

上関町における中間貯蔵施設の建設計画は、上関町だけでなく私たち周辺の自治体にとりましても大きく関係するものであり、赤松議員におかれましても、令和5年9月議会において、中間貯蔵施設の建設について御質問をいただいております。

その際の答弁として、私から、平生町に及ぼす影響につきましては、本町の移住・定住の施策に対しても、子育て教育の施策に対しても、将来にわたってまちづくりに大きな影響を与えるのではないかと危惧している旨の発言をいたしており、その認識は現在も変わっておりません。

以前からお伝えしておりますとおり、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と連携をし、1市3町による首長会議で対応方針等について協議を行ってきているところでございます。

直近では、5月28日に集まりまして協議をいたしました。協議内容といたしましては、各自自治体の現状の情報共有を行うとともに、今後の対応についての話し合いを行ったところでございます。

議員の御質問で、1市3町の首長と協議し、周辺の市町にとって上関への貯蔵施設建設は、地域振興につながらないとの踏み込んだ見解を出すことができないかとのことでございます。

今後も1市3町の首長会議の中において、各市町の議会の状況についても情報共有を図ってまいりますので、中間貯蔵施設建設による地域振興についても話し合うこともあるかと思っております。

現時点では、中間貯蔵施設が上関町に立地できるかどうかの可能性に関する分析等がなされている途中段階であると思っております。今後の立地可能調査の結果なども注視をして、協議や検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議員（6番 赤松 義生君 代読 議会事務局書記） 御解答ありがとうございました。赤松議員の一般質問の代読でございました。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を10時10分、10時10分といたします。

午前9時56分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。引き続き一般質問を行います。
河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。

温もりある平生町の安心・安全についてお尋ねをいたします。

毎年日本のどこかで自然の力による災害が起きています。防火、消火活動以上に、災害時消防

団の存在、重要性は高まっている。このことは周知の事実です。

そのような中、住民の生命と財産を守るために、消防団員は常に緊張感を持って備えています。社会状況、社会構成が大きく変化する中、その期待に応えることが求められています。

そこで、町長は消防団の置かれている現状についてどのようにお考えでしょうか。また消防団に期待することや、課題があればお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であり、その充実強化が不可欠と考えているところでございます。近年では、全国の消防団員数は年々減少しており、本町においても同様で、特に20代の入団者数が減少し、平均年齢が上昇しております。

消防団に期待することですが、火災現場での活動はもちろんですが、災害が発生した際に初期対応、特に避難誘導に大きな期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） 今お答えいただきましたが、私も課題の一つは団員数の確保だと考えています。これは以前から言われていることです。

この団員数ですけれども、人数、数だけの問題ではなく、年齢構成や団員の社会的背景、サラリーマンなのか、自営業なのかとかですね。また、家庭環境などで、出動できるタイミングも様々です。それらの理由があり、入団を決めかねている方や退団を検討している方もいます。

そのような中、必要なのは全ての入団条件をクリアできる方だけではなく、様々ある中で、消防団の活動ですね、様々ある中で、自身の得意な分野や場面で実際に活動できる方、専門的な情報や技術、人脈など、言い方悪いですがけれども、団員として役に立つ方、この確保が重要だと考えます。

そのためには、例えば今ある入団要件の緩和や変更など、これが有効だと考えます。消防団は任意の団体ですので、それは消防団が考えることだとおっしゃるかもしれませんが、消防団員の多くは気持ちが真つすぐで真面目な方が多く、今ある条件や決まりの中で全力で取り組む方々が多いと感じています。

そこで、町として方向を示し、消防団に要請してみたいかがでしょうか。それがあれば、消防団も取組やすいのではないかと思います。

そして、もう一つは知識や技術、経験です。オール電化や耐火材の普及などもあって、家屋火災を含め火災での出動が減っています。それ自体は本当に喜ばしいことですが、反面、団員の経験値は著しく低下していると感じています。定年制の導入も、この知識と経験の伝承機会をなく

してしまったとも個人的には考えています。

これは課題というよりも問題だと思っていますが、大きな事故にはなっていないませんが、実際に私が以前、実際に見たことですが、出初め式の放水の際に筒先が暴れてしまって近くにいた団員がずぶ濡れになってしまったり、あと訓練時に給水ホース、給水管ですね、を手順に従わずにまわろうとして周囲の団員に当たりそうになるなど、また実際の火災現場で、待機命令が出ているときに進入禁止の場所に行くなど、これらは事故にはなりませんでしたが一歩間違えれば危ない状況を目の当たりにしています。

我流での活動は事故に直結をします。そこで、消防学校やそのほかの研修など、積極的に参加するべきだと考えています。そこで障害となるのが時間です。会社を休むことが難しく、働き先の企業にとっても、人材不足の中、従業員が休まれることは負担になります。そこで、本人と会社に対する支援を考えることはできませんか。

以上2点、団員確保のための入団条件の緩和、変更、また知識技術の習得のため、町として方針を示し、有効な支援は考えられませんか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

本町の消防団員の確保対策といたしましては、令和3年度に町内に居住するものだけでなく、町内に勤務するものについても任命できるよう条例改正を行ったほか、令和4年度及び今年度には報酬額の引上げ、令和6年度には団員報酬を個人口座へ振り込むなどの処遇改善を行ってまいりました。

また、昨年度には、消防団が災害時の情報収集や行方不明者の捜索などに活用するためのドローンを各分団に整備し、各分団1名の計5名がドローン技能講習を受講し、ドローンパイロットライセンスを取得いたしております。

団員がドローンの飛行に必要な知識、操縦技能、安全管理能力を習得したことで、消防団の魅力向上にもつながったものと考えております。地域の実情をしっかりと把握し、迅速に災害対応にあたる消防団にとってはその基本となる団員が重要であります。消防団員の減少傾向が続く中、様々な選択肢を提供し、防災に関わる人材を確保するという観点から、特定の活動や役割に限定した機能別団員の導入も大きな可能性があると考えております。

他自治体消防団の事例など調査研究するとともに、入団条件の緩和について今後の方向性につきましては、消防団幹部会議にて慎重に検討していきたいと考えております。

また、山口県消防学校で実施される研修への参加については、御指摘いただきましたとおり、被雇用者である多くの消防団員は、仕事と消防団活動との両立に苦勞されている現状もあり、特に平日の研修参加が難しいという声は重要な意見として受け止めております。

今年度においても、県消防学校で実施する消防団の教育課程は、3日間の研修が1課程、2日間の研修が5課程の計6課程組まれており、団員が参加しやすいよう基本的には土日が割り当てられておりますが、3日間の研修であれば、金土日など、どうしても平日を含むこととなります。

町といたしましては、今後も消防団協力事業所表示制度の積極的な働きかけを行うなど、被雇用者が入団しやすく活動しやすい職場環境づくりに努めていただき、平日でも団員が消防団活動に参加しやすい環境整備と企業側の御理解と御協力をいただけるような支援を検討してまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） さすが町長、こういう防災とか、消防専門分野、ずっと取り組んでこられた方のお答えだなと、かなり期待していた答えよりもですね、多くのことを御提案、お伝えしていただきましたので、ぜひともそれを実現できるようにですね、お願いしたいと思います。

例えばですけれども、田布施に住んで柳井の会社に勤めていて、でもその方は営業で平生町が担当だと、ふだん昼間平生町にずっといて平生町のことよく知ってる。正直、すごく遠くに住んでいらして、違う企業にいて、平生のことはただ生まれ育った場所だという方であればですね、消防団員として出動とか難しいと思うんですけれども、以前、追加された勤務先が平生町であれば入団できるということも、それはありがたいんですけど、そういったそれぞれの生活のリズムとかありますんで、そういうところもやっていただければ優秀な人材の確保ができるだろうと思っています。

本当、入団を検討してくれる方がいる、この御時世で、そんな平生町って本当すばらしい町だと僕は思っています。入団を考えてくださる方の思いを無駄にしないようお願いしたいと思います。

そして、企業の中には消防団活動の理解があり、火災発生時、専務自ら当たり前のように、勤務中の団員に出動してくださいと声をかける企業もあると聞いています。そんな企業を応援する意味でも、平生町の町民、生命と財産を災害発生時に守るためにも、ぜひとも平生町ができること、できないことは求めません。できることをしてほしいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

.....

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） それでは、一般質問をさせていただきます。

自治会からのお願いの対応の件ですが、平生町役場へ自治会からのお願いがあると思います。

すぐに対応できる、対応できないお願いがあると思います。お願いや相談の対応をどのようにされているのかお伺いします。

町へお願いや相談をすることは自治会から助けを求めているので、何らかの対応をされ、問題解決されないと困るのは町民です。今までに対応できないお願いは何件ありますか。年間に解決できている件数は何件ありますか。解決できないお願いは、今後どのように対応されるのかお伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

自治会からのお願いにつきましては、口頭によるものや申請書が提出されたものなどがございますが、各部署において適切な対応に努めております。

この中で、議員御質問の対応できていないお願いについてでございますが、主に建設関係事業の実施申請が多くありますので、この内容について御回答いたします。

令和6年度末におきまして、対応できていない事業件数は122件となっております。また、年間に解決している件数につきましては、個々の事業規模が異なるため変動しますがそれぞれの年度で多くの事業が完了するように努めているところでございます。

事業実施申請がなされた場合、必ず職員が現場確認を行い申請者から詳細な内容等をお聞きし、緊急度や現場の状況、費用等を勘案して、施工時期並びに方法等の検討を行うことになっております。また、事業を実施する際には、事前に申請者に御連絡をいたしております。

申請時にすぐに実施できないことの御回答をしている件数も多くございますが、町といたしましては、今後も適切な相談対応並びに事業実施に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 自治会からの要望がかなり多いのではないかと思います。まだ解決されていない要望、結構あると思います。これをどのように解決していくか、一番問題なのは、町に対して町民が無関心になることです。できる、できないではなく、対応結果を自治会や町民の方に報告していただきたいと思います。お願いを聞いたら返事をしてください。

町長にお伺いします。今の数字を聞いてどう思われるか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたが、申請があればですね、必ず職員が現場に行って確認をする。そして緊急度、また現場の状況、費用などを勘案してどうするかというのを決めております。

したがって、私が言っているんですが、基本的にはすぐできるものはすぐ、やれるものはやれ。ただ、時間を要するものは時間がかかるということを、ちゃんと申請された方に御説明申し上げて、これは本当に分かりませんが、二、三年後ぐらいになるかなと、緊急度も含めてそれを勘案して、申請者のほうにはちゃんと説明責任を負っていただきたいというふうに思っておりますので、そのようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） ありがとうございます。今のお言葉どおりに職員の方が動いていただければ問題ないと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。災害時の避難所運営についてお伺いいたします。

避難所運営は町職員が担当されています。近年の台風では、避難所へ来られた方は少なく運営は避難者名簿を作るだけになっています。大きな災害が起きたとき、避難所にリーダーが必要になります。町職員だけで多くの方が避難された場合、避難所運営ができれば問題ありませんが、協力者がいれば安心できるのではないですか。

町内には6つのコミュニティ協議会があります。平生町と社会福祉協議会、そしてコミュニティ協議会が連絡を取り合い、災害時に協力することはできませんか。防災に対して高い知識を持つ団体にすることを目的として協定を結びませんか。地域で町民に一番近いコミュニティ協議会が自治会と連絡を取り合い、災害時に後期高齢者や避難行動要支援者が安心して避難できる仕組みづくりをお願いすることです。

2つ目です。避難所用のベッド、パーティション、仮設トイレは、どこにどれくらい置いてあるのですか。1か所に置くよりも、まち・むら、大野、佐賀地域交流センターへ備品を分散して管理することはできませんか。分散して管理することで備品の調達がスムーズになり運ぶこともできますので、平生町では1か所管理よりも分散管理することがよいと考えますが、いかがですか。

以上の2点、御質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

大規模災害時における避難所運営に関しましては、過去の災害の経験を踏まえ、行政職員が早期に復旧・復興業務に専念できるよう地域住民による自主的な避難所運営の重要性が強調されております。

本町においても、山口県が作成した地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインに基づき、県の自主防災アドバイザーを活用しながら地域に特化した避難所運営手引きを作成する取組を進

めているところでございます。

この避難所運営手引きにつきましては、避難所運営に携わる自主防災組織等の地域住民と施設管理者等が避難所のレイアウトや役割分担、運営方法等について話し合いながら作成するもので、現在では、宇佐木地域交流センター、平生まち・むら地域交流センター、平生町体育館、武道館、音楽道場の計5か所で作成が完了している状況でございます。その他の施設についても作成していくとともに、定期的に訓練を実施するなど支援を行ってまいりたいと考えております。

町といたしましては、将来的には、避難所運営は地域の連携、協働により避難された地域住民が主体となって行っていただきたいと考えており、各地区のコミュニティ協議会が、自主的に避難所運営を担っていただける仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。ぜひ、議員にも御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、福祉部局が中心になって、災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な避難行動要支援者の名簿の更新を令和4年度から行っております。この情報を適切に取扱い、避難支援や安否確認に利用していただくため、現在、地域包括支援センター及びまち・むら、堅ヶ浜、佐賀地区のコミュニティ協議会と避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定を締結し、平時から地域で要支援者が円滑に避難するための体制づくりに努めているところでございます。

今後も引き続き、高齢者や要支援者が安心して避難できる仕組みを構築していくためにも、コミュニティ協議会をはじめとする関係団体との協定締結を進めていくほか、個別避難計画の策定についても介護支援専門員や相談支援専門員等に連絡、協力を要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、防災用の備蓄品でございます。避難所用ベッド、パーティションテント、仮設トイレの保管場所と備蓄数量についてお答えいたします。

大野地区にあります旧第2デイサービスセンターに、ダンボールベッドを37、ワンタッチベッドを134、パーティションテントを198、ダンボール間仕切りが120、ラップ式トイレを4個保管しております。

平生町福祉センターには、ダンボールベッド50、平生町体育館にダンボールベッド50、パーティションテント92、旧宇佐木保育園にダンボールベッド10、ダンボール間仕切り30、平生まち・むら地域交流センターにパーティションテント16、佐賀地域交流センターにパーティションテント12、保健センターにダンボールベッド3、また、発災直後に起動力のある携帯トイレについては、役場本庁舎に109、第2デイサービスセンターに1,000、平生保育園に200、それぞれ耐水トイレトーパーも備蓄しており、全て総務課で管理をしております。

主要な備蓄品については、スペースの広い施設に備蓄している状況ですが、避難所となっております各地区の地域交流センターや分館には、家庭用物置程度の備蓄倉庫を設置しており、発災

直後に避難所での生活環境を最低限確保するためレトルト保存食や毛布等の物資を備蓄しております。

備蓄品を実際に使用する施設や施設に近いところで保管することで、避難所の開設など迅速な対応が可能となると考えておりますが、具体的な配置を検討する上では、備蓄倉庫の設置といった課題もありますので慎重に判断してまいりたいと考えているところでございます。

今後も引き続き、備蓄品の効果的な管理と住民の皆さんが安心して避難できる体制の整備に努めてまいりますので、議員の皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 今お話がありましたが、いろんな団体と避難所の訓練、これは大変大事なことだと思います。やはり地域で避難所に来た場合、どうすればいいか、やはりこの訓練を各地域で年に1回はやってほしいと思います。そういう意識を持たないと、いざ避難所を運営しようといったところでできないと思いますので、そこをお願いいたします。

それと、先ほどトイレやパーティションベッドの数の報告がございましたけれども、この数で実際大丈夫なのか、これからまだ足りないので増やしていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

先ほどのいろんな団体とも連携してやっていかなきゃいけないというのは当然のことだと思いますし、訓練も実施していきたいというふうに考えております。

また、防災用の備品でございますが、これでよいのかということですが、当然これだけでは足りないだろうと私は思っています。だから一遍にそろえることは難しいので、年度年度で、そのときそのときに応じて、対応して備蓄数を増やしていきたいというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、備蓄するところがなかなかそこがないというのもありますので、その辺もどうするか、備蓄倉庫みたいなのを造るのかどうかを含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 以上で、一般質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に従いまして質問いたします。

まず、先週、今開催中の大阪・関西万博に訪れました。「ふくの国、山口」と銘打った山口県

ブースも見てまいりました。サザンセトの1市4町のコーナーももちろん寄らせていただき、期間限定ではありますが、また限られた中ではありましたが、平生町についてもイタリアーノひろおを中心としてしっかりPRされていまして、交流も図られていました。全世界各国、また全国の企業と時と場所を同じくして肩を並べて発信されたことについて、平生町民の一人として大変誇らしく思いました。町長をはじめとして、町職員の関係された方々に感謝と慰労の念を感じましたし、また今後の発信の足がかりの一つとして、これを最大限にこの経験を生かしていただきたいとも思いました。

さて、その万博、持続可能な開発目標いわゆるSDGsを掲げ、その達成に近づくためのあらゆる技術も提案されていまして。中でもここ2年、一般にも広がった生成AIの技術を活用した展示が多く見受けられました。

そこでお尋ねいたします。既に一般的に始まっている生成AIの活用は、会話タイプ、要約タイプ、記事作成タイプなど数多くありますが、一部については平生町の事務への活用に適しているのではないかと考えるところです。

近年の社会一般における生成AIの活用状況の町長の捉え方、また評価、町の事務においてこれらの活用が適するか、また庁舎内での活用に向けての現況と今後についてお伺いしたいと思います。ただし、事務内容の一部には個人情報の取扱いもあり、生成AIの利用を進めるためにはガイドラインも必要であるとも認識しております。その上で、適正利用を推進し職員の皆さんに広くこの技術活用の平準化を促すことで、事務の効率化、作業時間の削減などで住民サービスの向上につなげられないかと思うところがございます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

事務における生成AIの活用について御説明をさせていただきます。

生成AIにつきましては、昨今、社会一般においてその評価が高まっており、人間の言葉や知識を学習して自動的にいい文章や画像などを生成するものであり、情報の正確性や効率性において多くの分野で注目されている技術で行政分野での活用も進んでいる状況にあります。

山口県においては、山口デジタル改革基本方針で先端技術の活用に積極的に取り組み、適切な運用を進めると示されており、令和5年12月より生成AI利活用ガイドラインを策定して業務の利用を本格的に行っておられるところがございます。

本町におきましても、県の方針に倣いデジタル化の推進を重要な施策と位置づけ、DX推進計画の作成を通じて全庁横断的な推進体制の構築を図り、業務の効率化につながるデジタル化を進めてまいっているところがございます。

生成AIにつきましては、飛躍的な普及と絶大な効果が想定されることから、本町でも理解と

活用を進める必要のある分野と捉え、令和5年7月に利用時の注意事項を課長通知により発し、ツールの試験運用を重ねながら慎重に進めてまいりました。

生成AIが出力する情報については、その正確性や法的、倫理的な問題に対する配慮が不可欠でございますことから、必ず根拠や正当性を確認し責任を持って使用することが求められます。また、AIが学習する特性を理解し、秘密情報や個人情報を入力厳禁とする運用や著作権等に関する法的問題にも十分注意を払う必要があります。

こうしたことから実証や研修を行っていく中で職員の理解や育成を図り、このような遵守事項や注意点等をルール化した平生町生成AI利用ガイドラインを本年4月に作成し、AIに学習させない機能を有するツールを指定し全庁展開を図ったところであります。現時点では十分な普及に至っていませんが、生成AIのもたらす効果は多様で多大なものと想定しておりますので、本町といたしましては、住民サービスの向上と業務の効率化に生かしていけるよう、積極的に活用していく方針といたしております。

今後におきましても、職員の負担軽減に役立つよう、効果的に利用できる技術と利用者の拡大を図っていくとともに、一方で、職員個人の企画立案力や文書作成力も必要な能力でありますので、双方のスキルアップを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございます。

町内においても、4月からガイドラインを策定して前向きに取り組んでおられることお伺いしまして、驚きと、またぜひともですねより前に進めていただきながら作業の事務の事務効率を上げていただいて、かつですね、やはり先ほどの言葉にあったように先端技術というのは、なかなか慎重にならざるを得ないところがあります。

しかしながら、万博でも見られたようにこの技術というのは日進月歩でございます。キャッチアップというか、それらに追いつこうとする努力というのは不断の努力が必要だと思いますので、ぜひともこれまで以上にこの面でも取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2つ目の質問に移りたいと思います。室津半島スカイラインについてでございます。

梅雨に入りまして、大雨による災害の心配が大きくなる季節になりました。昨年度事業の熊川のしゅんせつについて新しいやり方も見られ、できる限りの災害に対する備え方について多面的に対策を考え、実行されているところについて大変私は評価しております。

さて、このたびは災害に対する備えの一つとして、山の中、平生町も属する室津半島の稜線やその付近を南北に縦断する室津半島スカイラインについて質問いたします。

山口県には、スカイラインと称する道は2つだけあり、美祢の秋吉台スカイラインと、ここ室津半島スカイラインです。秋吉台スカイラインについては、観光動線としてしっかりと活用され

ているようにも見られます。室津半島スカイラインも同じく観光動線の一つとしての整備だったのではないかとと思うところですが、その効果については限定的になっているようにも見えます。現在も昨今の大雨によるものも含め、災害復旧の繰り返しで維持のみで苦慮するところと認識しております。

一方、平生町の北から尾国までの主な道を考えると、県道23号線の道路でございます。地震、津波、台風などによって県道23号線が使用できなくなった場合、平生町の南北をつなぐ道としてはこの室津半島スカイラインが唯一のものとなろうかと考えます。

過去には、県道23号線は当時の台風19号で県道が寸断されたこともありました。これまでにない見方かもしれませんが、室津半島スカイラインを2番目の災害時の物流、人流の道としての位置づけをして再整備できないかと思うところです。その暁には、平生町のみならず室津半島に属する隣接市町にとっても有用な存在になり得ると考えます。

そこでお尋ねします。これらに対する町長の所見と長期的な計画をもって規格が高く幅の広い道の整備のためにも、多面的な、まずは再研究から始められないか、伺いたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをさせていただきます。

室津半島スカイラインは、尾根伝いに宇佐木地区から尾国地区を經由して上関町室津地区に至る全長約20キロメートルの道路で、平成10年に整備いたしました。これまで豪雨等により被災し、通行止めとなったこともありますが、観光資源としての価値を維持するために早急な復旧が求められた経緯があります。

町内の道路や観光施設の整備につきましては、限られた予算の中で優先順位をつけて対応していく方針としており、現時点におきまして、室津半島スカイラインを火災や災害時の物流、人流のために道路幅員を広くするなどの再整備を行う考えは、今持ってはおりません。

しかしながら、能登半島地域で道路の寸断や土砂崩れが原因で、最も多いときで33か所の集落が孤立し、救助や支援の遅れにつながり被災者の苦難を深刻化させました。

このような中、石川県の能登町において物資搬送ドローンを活用した取組が実施され、徒歩で往復数時間かかる危険な道を安全かつ短時間で物資を届けることができたという事例が確認されております。

このことを受け、山口県では県内市町と連携し、物資搬送ドローンを使用した緊急物資輸送に係る県全域での孤立集落等への支援体制を令和8年度までに構築することとしております。

併せて、現在の本町でのドローン運用につきましては、消防団に訓練用ドローン5機配備しておりますが、今後はより効果的運用できるよう赤外線センサーを搭載したドローンの導入を視野に入れるなど、新たな技術を積極的に取り入れることで大規模災害時における孤立集落への効果

的な救助活動に役立てていきたいと考えております。

今後も地域の防災力強化の観点から、引き続き地域の安全と利便性を考慮しながら、防災・減災対策の充実に努めてまいりますので、今後とも議員の皆さんの御提案と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございます。

観光動線として引き続きの維持というところで、物流・人流の動線としては考えにないということで、その代わりにドローンを活用するというふうに理解いたしました。

となると、優先順位が低い中で維持管理、普及をされるということなんですけれども、となれば、このたび大星山の風車も撤去される次第ではありますが、風車の動向も含めてその利用というのはさらに減るのではなかろうかと考えたときに、廃止というのも一つの案かとは思いますが、これについては、どのようにお考えございますでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） もちろん町として安心・安全を最優先でやっておりますが、全てに対応するということは町の財政では無理です。当然やったほうがいいなというのはたくさんあります。

ただ、その中で重要性を鑑み、例えば道路であればですね、もっともっとやらないといけない道路がたくさんありまして、今後の質問にも出てくるんじゃないかと思いますが、道路につきましては、やはり山を通っているスカイラインですね、そこをきれいにするのが先なのか町内の道路をきれいにするのが先なのか、こういうことも勘案してやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

したがって、安全性があるのは当然あると思いますしやったほうがいいとも思います。ただ、町の財政を考えると、幅を広くしたりするというのはなかなか財政的に難しい面がありますので、当然使っていただけたいと思います。

また、孤立した場合はですね、柳井側から尾国まで行く道は県道があります。そして、今は物資を運んだり人を運ぶのはヘリコプター。これは自衛隊にお願いするんですが、結構自衛隊が迅速にですね、ヘリコプターを配備していただけるように、一生懸命自衛隊ともそういうことがあったときよろしくお願したいということは常時伝えておりますので、実際に遭ったときどうなのかというのは分かりませんが、自衛隊のほうにもヘリコプターの要請等をしてやっていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、安心・安全が重要な課題であるということについては、町としての考えはありますので、そこは理解していただきたいなというふうに思ってます。

以上です。（「議長ちょっと休憩してくれませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 武央君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ここで休憩に入ります。再開を11時10分、11時10分といたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどの答弁でちょっと訂正をお願いしたいと思います。

柳井から県道を通って尾国に抜けるというふうに申し上げましたが、県道だけじゃなくて、いろんな道路もありますんで、柳井から尾国に抜ける道路がありましてというふうに訂正していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから先ほどの答弁で、答弁し忘れたのがありまして、室津半島スカイラインは廃止するかというような御質問もあったように伺っております。今現時点で、室津半島スカイラインを廃止するという事は考えておりません。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告書に従い質問します。1問目はお知らせ版での町民との情報共有をどのように捉えているか。2問目は指定避難場所の安全性についてお尋ねします。

1問目です。お知らせ版は町民と行政が一緒にまちづくりを進める上で、必要な連絡方法であります。このスタイルはいつ頃から始まったのでしょうか。伝えたいことが町民に届いていると思いますか。お伺いします。

例えば、令和7年5月23日発行の平生町お知らせ版は、令和7年度より既に始まっている、農業者にとって重要な10年後の地域農業の設計図、地域計画の作成により、国が地域での一体的な取組を強力に後押しするもので、地域での話し合いが必要な農業座談会の開催が記載されました。農家各戸に確認のため電話すると、いつじゃったかな、何時からね、読んでないで、田植えの準備で忙しい欠席でもええじゃろうが、お知らせの枚数が多いので最後まで読んじやいな

い。太陽光ばかりで今さら遅いようなど想像以上の声に驚きました。

私は早急に一部コピーして配付しました。電話したとき既に家の周りの人にはコピーして配っているという方もおられ、また電話をかけ返事ももらっているという世話人もいて責任ある対応にも驚きました。その結果、6月4日の座談会には多数の参加があり感謝しています。

一部現状を話させていただきました。どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まずもって、中本議員におかれましては、座談会の開催を住民の方々にお知らせしていただきありがとうございました。おかげさまで有意義な座談会を開催することができました。本当にありがとうございました。

本町におきましては、住民の皆様には様々な情報を確実にお届けするために、月に一度広報紙を発行し全戸に配布しているとともに、お知らせ版を月に一度発行し自治会内で回覧をしていただいております。

また、このお知らせ版ですが、これはかなりずっと前からございまして、今すぐいつからというのはお答えできないんですけどかなり古い頃からあったようです。

現在、基本的に広報紙は第2金曜日、お知らせ版は第4金曜日に発行しております。広報紙は業者が印刷するため入稿の締切りが早く直近の情報は掲載できませんが、住民の手元に残る形で配布しております。

一方、お知らせ版は役場内で印刷しているため発行日直前まで作成することができ、直近の情報を住民の皆様にお届けできることとしておりますが、回覧として配布されるため住民の手元に残らないこととなります。

また、いずれも配布の際には自治会内を回覧する形となるため、住民の方全ての手元に届くのにかかるとも伺っております。

そこで、昨年からはLINEの友達登録をしていただいた方々には、発行日にデータで広報紙やお知らせ版を見ることができるようになっております。これにより情報の即時性が向上すると同時に、情報が手元に残る形になると認識をいたしております。

また、町のホームページにも広報紙やお知らせ版を掲載しておりますので、こちらからも確認をすることができます。今後は住民の皆様により確実に情報をお届けできるよう、様々な手段の活用も含め、情報伝達の在り方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 大切なことは、今までの方法だけではお知らせした事実はある

が、現実に住民に届いていない理念があります。かがみに目次を検討されてはいかがでしょうか。今回は、ペーパーは11枚ありました。回覧は手元に残らないので他の方法も併用してもいいと思います。広報には町のカレンダーもありますので、それも重複して載っている場合もありますので全然ないとは言われませんが、併用したら広報は各家にあるので見ることができると思います。

また、大切な事項はマークとか、記号とか、カラーとか、町民の目に留まりやすい工夫があってもいいかなとも、これは住民の声です。済んでからの報告は今までどおりでいいんじゃないかね、というような声も聞かれました。

早く回そうとして、年月日、場所、時間そんなのを書き忘れるということは、覚えちゃったんじゃがなっていうような、で、みんな忘れてしまうような年齢の人が多くなりましたので、先ほど町長さんが言われましたように、LINEとスマホとかいろんなこれからのやり方があると思いますので検討していただけたらうれしいかなと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） どのような情報の伝達手段があるのか等も含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。また、目次につきましては、直ちに検討してつけるように考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。住民が関心を持って見るようになるように、ちょっとの時間でも見ていただけるような方向を考えていただけるってことで、住民も地域に参加して平生町を盛り上げる役目をみんなで考えたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

指定避難場所の安全性を問う。

ひらおハートピアセンターは、今まで避難場所として開放されたことはありますか。指定避難場所の指定条件はあるのですか。内水、洪水、土砂災害、津波にも適用するひらおハートピアセンターが、避難場所としてハザードマップに記載されています。曾根地区では一番適した場所になります。

いつ災害が発生しても対応できる環境になっておりますでしょうか。受入れ体制は整っておりますか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

避難所の開設につきましては、令和6年6月議会で答弁いたしましたとおり、気象警報等発表の前であっても台風の接近する可能性や各種気象警報等発表の可能性があり、自主避難を希望する住民の方がいらっしゃる場合または自主避難所の開設が妥当と判断した場合には、まず自主避難所を開設することとし、防災行政無線や防災メール等により早めの避難を呼びかけております。

住民の方からの開設要望がない場合は、平生まち・むら交流センター及び佐賀地域交流センターの2か所を開設することといたしております。また、地域住民から避難の要望があった場合は、要望者の居住地区または近傍地区に開設されることとしており、加えて堅ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、田名分館、尾国分館の各地域交流センター及び体育館、武道館、平生小学校、佐賀小学校、平生中学校の体育館の中から指定し開設することになっております。

そのため、ひらおハートピアセンターについては、これまで避難の要望もなく開設したことはございません。ハートピアセンターにつきましては、これまでも施設の環境整備に努めてまいりました。現在も、町で任用している管理人によって行っておりますが、作業等を伴う大がかりなものについては随時町による対応を行っております。

ハートピアセンターに避難する場合には、避難する旨を連絡いただけたらと思っております。今後もハートピアセンター避難所として、地域住民の皆さんが安心して避難できる施設となるよう、引き続き担当課とともに検討を重ね、平時からの維持管理に努めるなど、よりよい施設運営を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、指定避難所の指定条件についてでございますが、災害対策基本法第49条の7第1項に、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設とその他の施設を指定避難所として指定しなければならないと定められております。

避難所の基準につきましては、災害対策基本法施行令第20条の6により、主には被災者を受け入れるための広さや、想定される災害による影響が比較的少ない場所などが定められているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ハートピアセンターは常時開放されていませんので、トイレ、水道、害虫対策、今、日中でもムカデが出ます。ゲジゲジも出ます。そして、それらの表示を分かりやすく、そして風呂とか、トイレは和式と2階に洋式トイレもあります。表示は分かりやすく、そして風呂はどうなっているのでしょうか。風呂もあるのですか、使えるのでしょうか。

災害はいつ起こるか分かりません。殺虫剤等用意するとか、最低限の急に行ってもいいような、そういう設備の受入れ体制は整っているのかお伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えしたいと思います。

先ほども申しましたが、施設の環境整備につきましては、軽微なものにつきましては町で任用している管理人によって行っております。また、作業等伴う大がかりなものは随時町による対応を行っております。

また、お風呂については、今現在は使われておりませんが、今後どうするかも含めて検討はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） お風呂はまた検討するって言われました。今、物置か、倉庫代わりか、いろんな物が入っておりますので使えないのかもしれませんが、片づけはしたほうがいいと思います。

そして、とひにも草が生えていますよね、ぐるりが。そういうのも整備したらムカデも出なくなるのかなと思いました。

今の現状では不安で危険なような気がするのですが、改善すると言われましたので、できるところから改善していただければ安心です。また気がついたところは、一緒にお話しさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告しています窓口業務について質問いたします。ここでは、窓口業務の中でも、住民に一番身近な各種手続に来庁したときの対応についてお尋ねいたします。

令和7年度のテーマは住みたい、住み続けたいまちづくりです。町の目指す住みたい平生、住んでよかったと思える平生を実感する機会の一つに、各種手続に訪れた役場での対応があります。

新しい庁舎になり、感染防止のためのアクリル板で隔たりを感じたり、各課の位置が分からなかったり、新しい機械の導入でまごつくという声を聞きます。町長は以前、町民が気軽に訪れることのできる身近に感じる役場にしたいと話されていました。一般の住民にとっては、まだまだ敷居が高いようです。職員にどのような指導をされているのでしょうか。お尋ねいたします。

また、住民がどこの窓口に行ったらいいのか、どこの課に手続に行ったらいいのか、尋ねる総合窓口によるワンストップサービスを目指した時期がありました。その後、この取組はどのようなようになったのでしょうか。お尋ねいたします。

最後に、電子化による影響について質問いたします。現在、スマホやタブレットなどで電子申

請ができるようになりました。デジタル化で手続の簡素化やオンライン化が進められています。スマホやタブレットが使える人には、便利になりました。

しかし、新しい機械に不安な人も多いようです。こうした人への対応はどのようにされているのでしょうか。質問いたします。

以上、窓口業務での各種手続の対応について、まず質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 役場の窓口業務における各種手続の対応についての御質問がありました。お答えしたいと思います。

各種手続のために来庁された方には、第一印象として好印象を持っていただけるよう身だしなみ、挨拶、表現、表情、話し方等、接遇で大切なマナーについて、機会を捉えて伝えております。その上で、来庁された目的を丁寧に聞き取り、例えば転入、転出の手続や近親者を亡くされた後の手続の場合は、複数の窓口での手続が必要となる場合がありますので、必要な手続一覧をお渡しするとともに最初に対応した職員が次の手続へつなぐことで、スムーズに手続が完了するよう進めております。

私は就任以来、職員に伝え続けている公務員は究極のサービス業であるということを常に念頭に置き、来庁された方の立場に立って対応し、気持ちよくありがとうと言ってもらえる信頼される窓口を目指しております。

次に、ワンストップサービス導入についてですが、現在、全国の自治体においてワンストップ窓口として、総合窓口の導入が進められております。総合窓口には、統合施設型、職員派遣型、スーパーマン型といった3つのタイプがあります。統合施設型は、ワンフロアに関連窓口部署を集約し手続ごとに複数の職員が対応するタイプ、職員派遣型は、受付窓口は1か所で手続に応じて複数の職員がローテーションで派遣されていくタイプ、スーパーマン型は、申請届出窓口を一本化し全ての対応をスーパーマンのような固定職員で対応するタイプになります。それぞれのタイプによってスペースの確保の問題、職員体制、対応できる職員の教育等の課題があり、自治体の実情に応じて導入されております。

本町におきましては、令和4年5月に新庁舎移転後、1階に町民福祉課、健康保険課、税務課を同じフロアに集約しておりますので、来庁者が町民福祉課で手続をされた後、健康保険課や税務課の手続がある場合には、来庁者に移動していただくことなく各課の担当職員が窓口に移動して対応しております。

ただし、手続の内容や窓口の混雑状況等によっては、来庁者に移動をお願いする場合がありますが、その際には対応した職員が次の手続への窓口へ御案内し、来庁者が迷うことのないよう配慮しております。

次に、電子化の取組についてですが、令和6年3月からマイナンバーカードなどを利用し、職員が聞き取りを行いながら必要な申請書を作成する書かない窓口を町民福祉課で開始しました。その後、システムを拡充し、町民福祉課、税務課では、利用者自身が操作して申請書を作成する端末を設置し、健康保険課では職員が操作して申請書を作成しております。申請ごとに何度も住所や氏名等を書く必要がなくなり、来庁者の負担軽減につながっています。

また、令和7年5月から町民福祉課と税務課では、キャッシュレス決済の利用も可能となり来庁者の利便性が、向上が図られたと考えております。

高齢者等機械の操作に不安がある方につきましては、担当職員が丁寧に聞き取りながら手続を進めるように努めております。なお書かない窓口につきましては、町ホームページの掲載や広報デジタルサイネージで周知するほか、町民福祉課の記載台に設置した端末にも表示し、来庁者への周知を図っているところでございます。

また、現在パスポートや住民票の写しの交付申請、転出の届出につきましては、オンラインで行うことが可能となっており、役場に出向く必要がなくなるなど住民の利便性の向上につながっておるといふふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今回、この質問を取り上げましたのは、全国の自治体の約10%がおくやみコーナーを創設して、各種手続の負担の軽減を図っているとの記事を読んだからです。このガバナンスでね。県内でも山口市なんかいろいろ動きがあるようですけれど、平生町ではどのようにしているかなというのが、私の最初の疑問でした。

規模から考えると、とてもこういったおくやみコーナーを創設できるとは、私も考えておりませんでした。どうしているかという、いろんな、このときには、こういう窓口に来たらいいですよというような書類を作っておられました。亡くなられたときとか、転入したときとか、転出したとき、それぞれに、こういうところへ行ってくださいというふうに、きちんと書類ができておりましたので、この点については評価しております。（ガバナンス、地方議会人を示す）

また、先ほど町長さんがおっしゃったように、いろんな手続に来たときに、それぞれの課に回らなくても職員が移動してくれる。今、動線が考えられた位置にそれぞれ配置がされておりますので、そういったこともできるというふうに聞いております。皆さんが来やすいようになるための一つの工夫ではないかと思えます。本当に住民目線に立った、たくさんの工夫がされていることを感じました。

また平日に来られない人のために、町民福祉課の窓口を休日にも開催しています。特に佐賀の支所では、来庁者も少ないのですので親切に対応してもらっているのよというお話も聞いており

ます。皆さん、総じて対応に満足されているようです。

そういった中でも、行政用語を使っただけの説明で理解できずに困ったのよとか、デジタル化で利便性が高まったのは喜ばしいことですが、その裏で取り残されている人たちもいます。その人たちにとって、行政サービスが使いやすいようにこれからも努力していくようなお話でしたので期待しております。

書かない窓口、キャッシュレス決済など、今からどんどん窓口業務も変わってくると思います。これだけの規模の中で、これだけの職員の中で、やっていくということはとても大変だと私も分かっております。その辺りがしっかり教育されているようですので、その点は安心いたしました。町長さんのいろんな取組が皆さんに届いているようです。職員の皆さんに。

それでは、次の話に移ろうと思います。それでは通告しています、平生町参加と協働のまちづくり条例について質問いたします。

この条例は平成25年4月1日に施行されております。背景として、少子高齢化などによる人口減少や住民のニーズの多様化、そして住民同士のつながりの希薄化が進んでいること、住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自治意識も低下が進んでいること、行政において財政難などで今までどおりの財政行政運営が難しくなっていること、国においては地方分権を進めていることなどがこの条例制定に至った理由です。

町は自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生を目指し、誰もが住みたい、住み続けたいと感じることのできる町、持続可能なまちづくりを掲げています。住民が安心して住める平生を維持していくには、住民と行政が互いに参画、協働することが必要です。そのために出来上がった条例ですが、あれから10年余りが過ぎています。この条例の理念はどの程度実現できたのでしょうか。現状と課題があれば、それを質問いたします。

さて、その中で具体的にお聞きしたいのが、情報の共有と双方向での取組状況です。行政と住民がまちづくりにおいて協力しながら実行していくには、双方からの情報のやり取りが必要です。

先ほど、お知らせ版について中本議員からの質問がありましたように、しっかり情報が住民に届いていない。そうしたときにはどうするか。その他の行政からは住民にとって重要な案件は、パブリックコメントの募集や公聴会及び説明会、アンケート調査などで知らされていますが、その効果と成果はどのようにお考えでしょうか。

また、住民が持っている情報はどのように取られているのでしょうか、それについても質問いたします。

次に、住民からの提案はどのくらいあるのか、そして、それに対する行政の取組状況をお尋ねいたします。これについてはいろんな制度がありましたよね。宝くじの助成事業や自治会の活動費の交付、そして地域元気づくり交付金などが用意されています。これらの事業の活用と成果

をお尋ねいたします。

3番目に、職員の協力体制はどのように構築されているのか質問いたします。

以上3点を含めて、この条例の現状と課題をお答えください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

平成25年度から施行されました平生町参加と協働のまちづくり条例は、住民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、誰もがふるさと平生に誇りを持ち、心豊かに暮らすことができる元気な町を実現することを目的といたしております。

平成29年度には、参加と協働によるまちづくりを具現化するために、町内6地区に地域交流センターを設置いたしました。同センターは、地域を主体的に運営する推進組織として発足していた各地区のコミュニティ協議会の活動の拠点としても活用しております。

各コミュニティ協議会においては、地域づくり計画である夢プランを策定し、その実現に向けて住民と行政とが連携、協力しながら活動することで、地域の活性化や課題解決に取り組んでおります。

町では、各地域交流センターにセンター職員と集落支援員を配置しており、地域の情報収集を図りながら、住民の主体的な地域づくり活動が活発になるよう、コミュニティ協議会の活動への必要な支援をしております。さらに、コミュニティ協議会連絡会議を年2回開催しながら、意見交換や情報共有を図っており、住民と行政が協力し持続可能なまちづくりを推進しております。

条例制定から13年が経過し、本町では人口減少と少子高齢が進んでおります。また急速な社会の変化により、住民の協力意識が希薄化し助け合いの機能が低下していることも課題となっており、参加と協働のまちづくりの理念の実現には、コミュニティ協議会を含めて地域づくりに関わる人材不足も課題となっている中で、多様な主体がさらに協力していく必要があります。

住民と行政との情報の共有や双方向での取組については、計画の策定などにおいてはパブリックコメントを実施したり、令和5年度、6年度ではまちづくりセミナーを開催しており、住民の声を直接伺う機会を設けるなど一定の成果を上げていると捉えておりますが、今後さらなる取組が求められていると考えているところでございます。

また、住民の皆様アイデアを支援する平生町地域元気づくり交付金事業を実施しておりますが、直近3か年で3件の実績となっており、現在も広報にて募集をしているところでございます。

今後は、職員自ら住民との協働を進めるためにも、地域での課題に対して問題意識を持ち、住民との信頼関係を構築していくよう促していくとともに、まちづくりの担い手となる人材の発掘や教育にも力を入れながら、参加と協働のまちづくりに努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今これらの条例の具現化のために交流センターが各6か所にある。その中でコミュニティ協議会が夢プランを立てて、センター職員、集落支援員などと一緒にしっかり活動していければ一番いいです。

集落支援員の方が一つの要になると思うんですけど、この集落支援員の方の身分といいますか、権限といいますか、待遇といいますか、そうしたものはこれからも今のままでしょうか。しっかり要となる支援員ですから、しっかりとした待遇が必要ではないかなと、私は考えております。

人材の発掘とか、行政側がこういった人がいるとかいったときに、住民がどう協力していくかというのは、やはりその担当職員の熱意の量がそのまま人が集まる、集まらないにかかっていると思います。

先ほどの中本議員のほうからも、こういった集まりにみんな関係する人は行きましようっていうような働きかけは、住民にとっても、そして行政の職員にとっても、とても大事なことだと思います。そういったところも、しっかりと職員もそういった情報を発信したり、その情報を取ったりするあたりのことを、しっかりと気持ちの上に入れてこれからも努めていただきたいと思っております。

あと、住民からの提案が形になって、小さな成功体験が広がって町に活気が生まれるといいなと考えております。まだ3件しか使っていないというので、ちょっとその辺りは今からの課題かなと思います。

それから、未来を生きる子供たちや若者の取組は、どうしているのかという辺りが気になります。セミナーやなんかをしてらっしゃるようですけど、小中学生のアンケート調査の中に、全国学力学習状況調査の中で、地域や社会をよくするために子供たちに何をすべきか考えることがありますかという児童生徒の割合が、令和5年度では小学校6年で79.2%、中学校3年で83.6%、これだけの高い意識を子供たちは持っていますので、これから、そういった子供たちのいろんな思いを実現していく、そういった取組は考えていらっしゃるでしょうか。その辺りをお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、子供に対することが何かできないかなということですが、先ほど教育長からもお話がありましたとおり、昨年ですかね、6年生が平生町のことを調べて平生町が昔はこうだった、また地形はこうなっていた、またおいしいものが、どんなものがありますよ、また見るには

こういうところがいいですよというようなことを発表されたと同っております。町にも来て発表してもらいました。

そのように考えていることはあるということなので、子供たちのいろんな御意見を聞きたいなというふうに思っておりますので、小学校、中学校の生徒児童がですね、たまにこちらに見学というか、勉強しに来られるんですが、なかなか人数が少なくて、何人か、四、五人とか、10人以内ぐらいで来られるんで、これは何か全校で来れるような、もしもそこでいろいろ発表したいというようなことも含めてですね、ちょっと検討はしていきたいなと、子供の意見を聞くような場所をつくっていききたいなというふうには思っております。

それから、若者ですけども、本当若者が少ない、平生町には少ないんですが、私が聞いているところによりますと、佐賀でも若い人たちが活動を開始しているという話を聞いておりますし、町内でも、かなり自分たちでまちづくり、平生の町をよくしようというような団体もできていると同っております。そこの方とお話したんですけど、平生町、とにかく活気づけた町と一緒にやっていきたいというような、若い人たちも出てきておりますので、そういう声をですね大切にしながら、1つに何かまとめられるようなことができたらいかなとは思っているんですが、なかなか皆さん方も御意見が違ったりするんで、1つにまとめるということは難しいかもしれませんが、何とかそういう人たちに頑張ってもらって平生町をよくしていけるようにつくっていききたいなと、私もそれに対して微力ですけども何とか応援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 先ほどの観光大使のお話、町長さんたちの前でも発表しました。私たちボランティアの前でも発表されました。3度目かな、に本番的なもので、セミナーパークで聴衆の中、たくさんの聴衆の中を立派に発表されたと聞いております。

そういった子供たちの思い、こういったことが平生町とてもいいところよとか、ここが売りよ、ここはどうかなとかいうような、そういった思いを酌み取って大事にしながら、まちづくりを進めていきたいという町長の思いもあるようですので、これからに期待したいと思えます。

特に、この条例が出来てからこの10年で、コロナで対人関係が変化したり、その影響で地域の行事が少なくなったり、自治会で行っていた葬儀が家族葬になったり、昨年生まれた赤ちゃんが、教育長も27人とおっしゃっていましたが、そういう厳しい現実があります。

そうした中で、住んでよかったと感じる平生であるためには、この条例が目指す姿を職員はもとより、住民が現状をきちんと認識し、お互いに協力しながら未来につなげていかなくてはいけないと私は感じております。このことを願って私の質問を終わります。

○議長（中村 武央君） 答弁はなしでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

.....
○議長（中村 武央君） それでは、ここで休憩をいたします。

再開を午後1時、13時といたします。

午前11時56分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。引き続き一般質問を行います。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今年も4月の初旬頃から5月の初旬にかけて、町内を議会広報を持ってずっと20日余り町内を歩きました。いろんな方とお話をいたしまして、たまたまこの間天気がよかったこともありまして、それと終わり頃は、5月の連休にかかりましたから、多くの方とお話をする事ができて、今回は今までお話をしていた人も含めて新しい人100人以上の方と会話をする事ができて、いろいろな意見を聞くことができました。

それと今回の特徴はですね、いつものように雑草対策や空き地の相談が1件しかなかったんです。たまたま、まだ草が生えてないせいもあるかもしれませんが、1件は樹木が大きくなって害が出るからということで環境政策室のほうで対応していただきました。

それともう一つあったことは、これはちょっと耳が痛いかもしれませんが、イタリアーノひらおに対する疑問の声を、素朴な声ですけど、若干これの声が、それもいいが私のところはどうなるんだろうかというような感じのお話が、今回は多かったです。

そういう観点から、町民の皆さんの意向というのが、どういうものなのか、よくいい勉強になりましたので、御紹介をしておきたいと思います。

まず、前置きはそれぐらいにしまして、質問の通告の1番、自転車の交通安全対策についてです。これは4月25日の新聞です。（令和7年4月25日の新聞を示す）警察庁は、来年4月から自転車に対する違反にも青切符を切ると、こういう方針になったようで新聞に発表がされております。来年4月1日からです。

これを受けて、テレビでも山陽小野田市で高校生を中心に警察と一緒に、自転車の正しい乗り方ということで、いろんな講習会やキャンペーンを張っておりました。高校生がテレビに出ていましたが、罰金を払うのは嫌だからルールは守ると、そういう話をしておりました。

警察庁の方針によりますと、来年4月からいわゆるスマホのながら運転だとか、自転車の並進、それと問題は通行区分違反というのものもある、これ6,000円ですが。いわゆるそういった青切符を切りますよというのがやられるんですが、導入されても16歳以上で16歳以下は対象にな

らないと、それからまだ当分悪質なものに限ると、スマートフォンを持ってやれば1万2,000円というような、それと場所にもよりますから、都市部などかなりテレビでもいろいろ放送をしております、危ない自転車、歩道を平気で歩くとか、そういうところをやるんでしょけど、いずれにせよ法律は日本全国共通で適用されるはずですから、どう取締りになってくるかはすぐにはないかもしれませんが、準備をしておく必要があるのではないかと思います。

それですね、自転車は車両ですから、当然道路の左側を走る。許可があるところは、公安委員会の許可があるところは歩道を通ってもいいと、こういうのが原則です。

平生町内の歩道のある路線を調べてみました。平生町内には、国道が1路線、県道が、歩道があるところですね、県道が3路線、町道が11路線あります。町道は11路線といっても、例えば旧国道のように、八海線、西浜線、堀川線とあるから、それを続きを含めれば6路線になります。

この約1か月ぐらい、ずっと町内をこの中心に、歩道の標識、通行状況というのを調べて見て歩いてきましたが、自転車は全部歩道を通っております。私は安全だからこのほうがいいとは思いますが。車道を通る自転車はほとんど見たことがございません。

しかし、今の警察庁の方針でいくと、歩道を通ると、許可されたところ以外は反則になりまして6,000円取られるんですよ。こういうことが法で決められて適用されるようになるからには、町としてもこれらの路線に対して対応を取っていく必要があると思いますが、どのようにまずお考えかが一つです。

その次に通学路の問題です。先ほど言いました国道、県道、町道の歩道のあるところをかなり通学道路になっておりまして、ここを通りなさいよということで、ほとんど生徒、昼間子供たちが遊ぶものも含めて、歩道を自転車は通っておりますから、警察庁から言えば違反行為を平気でしておると、学校も進めておるということになってくるんですね。この問題を解決していかなければなりません。

私はどうして今回この問題に取りついたかということ、2013年の6月まで遡るんですが、平生、曾根の地域、曾根の行政協力員会議で2013年の4月ですね、中学生の生徒の通学道路の交通安全対策というのが随分出されていました。

それで、その年にあそこに朝夕立って、いろいろ状況を調べたことがあるんです。それで、私が教育委員会に対して提案したのは、まず第一に、あそこの大井川のところの町道大井川線なんです、いわゆる通学道路の大野南曾根線ですか、の交差部分がございます。三差路になっています。あそこを自転車が縁石の間をくぐって横断をすると、したがってあその縁石を改良して横断歩道をちゃんと、今ある下にある横断歩道を移動したらどうかというのが一つ、それから朝の時間帯については、一方通行にしてはどうかということなんですね。大体大井川線から通学道

路に入っていく車というのは信号を避けるために、信号3つありますから、ずっと中学の前を通って曾根交流センターの前で下りるんですよ。どの車も。だから危ないんです。それを止めたかどうかということと、もう一つは大井川線、それから伊保庄平生線、それから大野南長迫線、あぁいったところ、歩道があるところの公安委員会の指定を取って、生徒が安心して通れるようにしたらどうかという3つの提案をいたしました。

しかし、結局いわゆるゾーン30で解決したということで、十何年間過ぎております。結局、また今度の道路交通法の厳罰化で、この問題に対応しなければならないということに思ったんです。

したがって、通学路全体の歩道をお子たちに通れという、あなた方は子供だから罰則はないけど、ここは違法行為は違法行為ですよという状態になりますね。これは解決していかなければならない。それから横断歩道もちゃんと押して、縁石なんかたたたと通るような通学道路もやめたほうがいい。これらを提案をしたいと思っております。お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

自転車の交通違反に対しまして、令和6年11月1日に道路交通法が改正され刑罰が強化されたところでございますが、令和8年4月1日からは交通反則通告制度、いわゆる青切符による取締りが導入されます。

具体的には16歳以上の自転車利用者を対象に、113種類の違反行為に反則金が科されます。車やオートバイでも反則行為となっている違反につきましては、原付バイクと同額の反則金となりますが、自転車固有の違反行為については、新たに反則金額が設定されることとなります。

主なものとしては、携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆるながら運転は1万2,000円、逆走や歩道通行などの通行区分違反は6,000円、傘を差しながらの運転は5,000円、並んで走行する並進禁止違反は3,000円などとなっております。

平岡議員がおっしゃいましたとおり、道路交通法第17条には歩道と車道が区別されている道路において、車両は車道を通行しなければならないと規定をされています。道路交通法上、自転車は軽車両と分類されておりますので、自転車は車道を通行することが義務づけられています。

しかし、自転車は全ての状況で歩道走行が禁止されているわけではなく、普通自転車歩道通行可の道路標識がある歩道、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転している場合、工事や駐車車両などにより車道走行が困難な場合、または自動車の通行量が多く道幅が狭い場合など、安全確保するためにやむを得ないと認められるときなどは、例外的に歩道走行が認められております。

御質問のございました町内の普通自転車歩道通行可の道路標識ある歩道について、柳井警察署

に問い合わせたところ、町内の23か所に公安委員会による指定がなされており、総延長距離は1万8,991メートルであるとの回答でした。

町といたしましても、自転車も自動車と同様に車両であり、基本的な交通ルールを遵守する必要があることや、悪質危険な違反行為については反則金の対象となることについて、警察と協力、連携して周知していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 通学時の歩道の利用についての御質問にお答えします。

まず、現在の自転車通学制度の歩道利用について及び指導についてです。

道路交通法第17条に基づき、車両は原則として車道を通行することが義務づけられていますが、例外として、道路交通法第63条の4により特定の条件下で歩道の通行が認められています。この特定の条件とは、例えば自転車の運転者が児童や高齢者である場合、または自動車の交通量が激しく車道の通行が危険であると判断される場合です。この例外条件に基づき、平生中学校では生徒の安全確保を最優先に考え、平生幹部交番とも連携を取り、登下校時において自転車通学生徒には歩道を通行することとし、歩道通行の指導も行っています。

具体的には、新入生に対して行われる入学後のオリエンテーション時に、自転車通行に関する説明を行い、歩道通行の意義と安全に関する指導を行っています。また日常的にも生徒に対して、歩道通行の指導を継続して行い、安全な通学環境の維持に努めています。

続きまして、道路の改良についての御質問にお答えします。

町道大井川線、平生幼稚園及び平生中央児童館入口付近に横断歩道が設置されていますが、大野方面から通学する自転車通学生徒は、横断歩道のない町道大井川線と町道曾根大野南線がぶつかる三差路を横断して、登下校をしています。

この状況を改善するため、新たに横断歩道を設置し2つの横断歩道がある状況が望ましいと考えていますが、現状では既存の横断歩道との距離が近いため新たな横断歩道を設置することが難しい状況です。

しかしながら、自転車通学生徒が現在の横断歩道を使用せず、横断歩道のない三差路を降りて渡るという実態があり安全性が懸念されています。そのため現在の横断歩道を撤去することによって新たな横断歩道の設置が可能であるならば、安全性の確保等から横断歩道の移設について検討を進める必要があります。

ですが、まずは現在の横断歩道の通学時における利用状況等の確認を行いたいと考えております。今後も安全で利便性の高い通学路の確保を目指してまいります。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般の方と児童生徒の場合との差があることを説明をいただきまして、承知をしておりました。それでまず一般のところですが、標識が2か所ですか、あると言われました。私、これ全部チェックしました。

それです、188号線の上り線は、八海橋のところからずっと来まして、沼の入り口であるいわゆる豊田団地の交差点、石油スタンドがある、あそこに1か所ほど表示があります。それまではありません。その前は田布施町の鳥越の押しボタンのところに通行可の標識がありますが、平生町に入ってから、豊田のところ1か所です。

それと、旧国道との宇佐木の築廻の交差点のところ、ここまでで終わっております。それから、続いて宇佐木の交差点から、ここからいいよとなっております。続いていくと、今度、田布路木の坂の、今の倒壊しそうな家がありますが、その過ぎた辺りでここまでということ切れております。したがって田布路木の坂は、自転車は通っちゃいけないことになってますね。車道通りなさいと。

それと、反対側、下り線は柳井市の田布路木橋のところ、ここまで、それからあとはずっとありませんが、田布路木の交差点のところ、ここから始まってずっと田布施まで標識はありません。ですから、みんな歩道は通ってもいいんだろということ通っておると思うんですね。

それから次、光上関線は、いわゆる上関町に向いて左側は田布施町からずっと標識はありません。あるのは、ずっと遡って行ってみましたら、田布施の砂田の交差点のところ、ここまでのというのがあるだけで、そこから先はずっとございませんで、隅田の交差点、あそこにここまでと、ここから、反対向きにあります。向きの反対側の西側の歩道は、今の隅田の交差点に、ここからというのがあります。

それと、角浜北交差点に、ここからここまでという表示があるだけです。隅田から尾国の石油スタンドのここまでは、道路の状況に応じて、ここまでとか、ここからというのが何点か標識があります。

伊保庄平生線、これはマックスバリュの磯崎の交差点から水越の信号を曲がって、上野商店のところから大井川沿いに中村まで行って、右側に回って神領に行きます。これが伊保庄平生線です。この間は案外標識があります。しかし上野商店から中村の交差点まではありません。先ほど中学生がよく通るところですね。大野南長迫線は一切ありません。

あとは町道ですが、町道は基本的にありません。桜町の道路については、多分県道用の標識だと思うんですがセブンイレブンのところに2か所、山口銀行のところに1か所あります。多分いわゆる伊保庄平生線と光上関線用の標識だと思います。

したがって、あくまで平生町内の標識は町道はないということです。通ってはいけませんよということになって、車道を通りなさい。でも全員が歩道を通っております。見る限り。

ですから、このことはちゃんと解決して、歩道のほうが安全ですから歩行者に気をつけながらも、ちゃんとした公安委員会の指定を取って、みんなこっちのほうが安全ですよと、渡ってください。こっち通ってくださいというような標識を、ちゃんと整備すべきじゃないかと思います。法律の改正が済んだら、もし警察が挙げる気になったら通行区分違反で6,000円、こういうことになってきます。

だから、これはちゃんとまだ時間もありませんから、よく調べて町として対応していく必要があるのではないかと、それともう一つ標識についてですが、高いところについていますが、実際歩道を通るわけですから歩道に書いたほうがいいと思うんですよ。車が通るところは見えますけど、自転車が通る場合、いわゆる歩行者が、ここに自転車が来るかもしれないという予測は路面に書いたほうがいいと思うんですよ。これもちょっと提案として出しておきたいと思うんですが、それと先ほどの通学道路のこと、これは教育長さんの答弁で、来られたばかりですしいいですが、状況も調べられて、中学生が縁石の間をずっと行って、自転車を降りて、真面目にちゃんと降りてやっていますよ。渡っておるのは間違いないですよ。

13年に取り上げたときも、横断歩道が下にあるからできないというのが理由でした。でもよく状況も調査をされて、縁石を取り除いてちゃんと横断できるようにする。横断歩道も設置する。このことに取り組んでいただきたいと思います。

以上について、答弁をお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、8年の4月1日から交通反則通告制度が始まるわけですので、ちゃんと標識につきましても、私どもでできることはないんで、柳井警察署もしくは公安委員会のほうに、このような罰則規定ができたわけですから、ちゃんと標示についても、みんなが分かりやすくなるようにしてくれという申入れをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 先ほども申しましたけども、現在の横断歩道を撤去することによって新たな横断歩道の設置が可能であるならば、安全性の確保等から横断歩道の移設について検討を進める必要があると考えております。

柳井警察署に確認を取りましたところ、その可能性はあるということでした。ただし、たくさん検討事項がありますので、なくなったからすぐに移設ということは、まだ難しいというふう聞いてます。その辺りはちょっとその条件を一つ一つ検討していく必要があるかと思っています。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 両方の方から答弁をいただきましたが、町で本気で取り組んでいかなければ誰もやってはくれません。国道であろうが、県道であろう、町道、それからどうしても町民の安全を守るための対策は、町でやっていかなければなりません。

特に、平生町の場合、町道が桜町線、天池線、新五反田線、地方線、湊の内線、大井川線、古万屋線、このぐらいいは町が造った道路なんですね。これ一つ一つ、よくここを通ると、やっぱ渡っているのは中学生ですよ。通るの、自転車と、そういう意味からも、あそこの横断歩道だけじゃなくて、警察で特例が認めておるといふなら、それはそれでいいかもしれませんが、いずれにせよ、先ほども言った13歳から16歳までの間がありますね。そういったことも詰めていかなければなりませんので、前向きな努力を一つ一つ、それは確かに困難な問題は解決していかなければならないと思いますが、12年ぶりですか、思い出してこの問題を取り上げましたが、ぜひ児童生徒や町民の安全のために対策を進めていただきたいと思います。これはこれでいいです。

2点目です。町道の改修についてですが、今回求めたいのは、町道番号が10番の高須立ヶ浜線のうちの大内川の旭橋から県道伊保庄光線まで、いわゆる大内川の右岸の町道です。それともう一つは、98番の古川線、これは共栄橋から水越交差点までの間の町道です。この古川線については、以前にも改修のお願いをしたことがあるんですけど、結局、共栄橋の工事を行いましたから、それと併せて一緒に考えられないかということで、建設課のほうで話をしておりましたが、実現しませんでした。

ところが、この4月から共栄橋が開通になりまして、令和3年から5年間ですか、4年間ですか通行止めになっておりましたから、この間ここは車両が通らんかったんですよ、ほんとあんまり、行き止まりになってましたから。共栄橋から水越、町の真ん中ですね。それと、大内川の右岸。橋が開通しまして、車が通り始めたんですよ。そうすると道路が低い、工事がやった後が陥没をする。いわゆる昔の水道工事やら、下水道工事ですね。そこに水がたまって、車が通り始めましたから、余計に声が出始めたんですけど、ぜひこういったことについて、この2路線の路面の改修の計画の策定とその計画的な実施を求めたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町道の改修についての御質問にお答えをいたします。

道路施設のストック量は膨大でありまして、全ての道路施設を対応することは非常に困難であることから、計画的に更新を行っていくため各路線の調査・診断を行い、平生町舗装の個別施設計画を作成したところでございます。

御質問にあります町道高須立ヶ浜線の大内川旭橋から県道までの区間につきましては、舗装路

面のひび割れ、わだち掘れ等の損傷状況に基づいた診断結果から、個別施設計画では改修対策区間としておりまして、計画的に改修を行う予定となっております。

次に、町道古川線全線につきましては、診断結果から改修対策区間としておりませんので、舗装路面の状態や地元からの補修要望等による補修工事での対応となると考えております。地域住民の方々に御不便を感じさせているものと思われませんが、全ての道路を対応することは非常に厳しい状況になっており、個別施設計画に基づいた計画的な更新が重要であると認識をいたしております。

今後におきましても、継続的に予算を確保するとともに、国の補助金制度や地方債制度を活用し、計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 答弁をいただきました。私はね2022年ですから3年前ですか、の12月の議会で、いわゆる旧国道188号線の町道になった堀川線の路面が悪いから、それからちゃんと計画を立てて改修してくださいという質問をいたしました。その後、24年の終わりですけど、半分ぐらいがきれいにされまして、大変皆さん喜んでおられます。

そのときの答弁が、今ありましたように、今後、補助金、交付金、制度等を研究、活用して整備を行う優先順位を整理した上で、改修計画を作成しそれに基づいて事業を進めていきたいという答弁をして……。

この調査をするときに、先ほど町長の答弁、改修計画を作成をしたという話ですが、この質問の調査のときにはそういう話はお伺いしておりませんが、まずは改修計画を策定をされたのなら、いつ策定をされてどういう公表状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました、平生町の舗装の個別施設計画でございますが、平生町が管理する町道、総延長が132.3キロ、216路線ありまして、個別計画対象道路延長が126.7キロメートル、216路線うち1級町道が19.6キロメートル、16路線、2級町道が25.5キロメートル、31路線、その他道路が78.1キロメートル、169路線、改修対策道路延長が16.4キロメートル、37路線、74区間、改修総事業費が6億819万円となっております。（「念のため」と呼ぶ者あり）

ただいま申し上げたのは、令和2年度の策定でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） これ奇妙なことになりましたね。先ほど言いましたように、堀

川線の問題を取り上げたとき令和4年ですが、そのときには計画がなかったんですよ。今、令和2年できておると——これかつくってやりますというのが、令和4年のときの答弁なんですよ。今、2年にできておると言われましたが、このときにどうして、もうできておるとい話にならなかったんですか。

それはいいとして、このずれがありますよ。令和4年会議録ちゃんと見て、私も目を通してきましたから、それは責めませんが、そんなに。計画があるなら計画をちゃんと議会にも示していただきたいと思う、そうしたら地元で話をすることも、こうこうこういう状況になっておるから、午前中も質問がありました。住民に対してどういう計画を今、町がやろうとしておるといのが、こちらで説明をしますし、そうしたら理解もしていただけると思います。

先ほど言った、大内川の右岸についてはやっていく方向ですし、古川線については、これについてもちょっと申し上げておくと、下水道の工事の陥没が一番大きいんです。水たまるのが。雨が降ったときに、よく調査をしていただきたいんです。今までは、言いましたように、共栄橋が通行止めで車両が少なかったけど、これが通り始めると、あそこは道路全体が低くて、むしろ水路のほうが高いぐらいになっちゃうんですよ。道路の舗装面の損傷が激しくて。そういったことも調査をされておるんだとは思いますが、いずれちょっと私も勉強してみたいのですが、令和2年に計画つくっておられれば、見てみたいと思います。

それでね、ちょっと私心配なことが一つあるんですが、ぜひ雨の降る日によく見ていただきたい、道路の損傷はほとんどやっぱね、下水道や上水道の工事をやった後の陥没、または個別に引込み工事をしたところとか、大体建設課、専門家ですから分かっておられると思うんですけど、工事をやった何かした原因が特定できるんですよ、悪くなる。そのところ雨が降る日によく調査をして、計画があるなら、それをちゃんと補充をして、計画も発表していただきたいと思いますが、一番最後ですから申し上げておきたいのは、建設課の体制なんですね。

この間、毎年のように課長さん替わられて継続性がないんですよ。例えば、以前取り上げた桜町横浜線など、4人の副町長さんも含めて、ぐらいいろんな話をしてきましたが、引き継がれてないんですよ。みんな新しい、初めて聞いたような話になるんです。ここで取り上げたのんですよ。ですから、ちょっと体制をしっかりして、一番やっぱり身近な業務なんですよ。道路のことは、住民にとって。そこに計画があれば、ちゃんと計画を示せるようにする。またいろんなことがあれば、ちゃんと引継ぎができるようにする。このことが不十分なために、いろいろなことが起きておると私は思う。

先ほど言いましたように、最初申しましたように、私は町内かなり随分歩いて回ります。よい悪いところはそのまま維持班のところに行って、あそこ写真を撮って、あそこ穴が空いとるから埋めたほうがいいよと、車がこけたら大変よという話をしたりして直してもらってるんですか

ら。

ちゃんとした工事は、町で責任を持ってやっていかなければ、だから、地元から要望が出るか出んかという話もありますけど、町の公共施設は、管理者は町なんですよね、町の。町が責任を持ってやらなければならない。

最近では、1か所穴が空いちゃって賠償金を払ったこともありますよね。それから、全国的に言えば、例えば手すりがないからというて、業務上過失致死で摘発された島根県のほうですけど、県の職員もおるんですよね。

下関のほうでは、自転車が落ちたということで、何千万の賠償の判決が出たりも——したがって公共施設は、町自身が自らがちゃんと点検をして安全を確保する、改良をするこの責務があるんですよ。住民からの声じゃなくて。そうでないとそういう法的な措置まで取られたりもしますんで、計画をちゃんと示すこと、業務に継続性があること、こういったことは重々今回は申し上げておきたいと思いましたがこの問題を取り上げました。

先ほど申しました2か所については、引き続いて、皆さん、地元の声も含めて届けてまいりたいと思いますので、いずれにせよ、建設課のしっかりした体制をつくって、身近な住民の要望に応えられる継続性のある行政をやってほしいと、これが一番のこちらのお伺いしたいことなんです。このことについて町長さん、決意をお願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平岡議員おっしゃるとおりでございます、私も建設課のほうによく行って、やっぱり道路のパトロールは頻繁にやらないといけないなというふうに思っております。

今、大体、大雨とか、台風が通った後、道路のパトロールをやっていますが、随時そうでもないときもパトロールはしてですね、どこにどういう箇所がちょっと危ないとかいうのは見ていく必要があると思いますし、また計画的にこれらを修理、舗装関係も含めて、やっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、これから一生懸命それに向けて頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

.....

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 通告に従い質問いたします。

1、自治会活動の支援を考える。

1つ目、町から自治会活動に対する現在の支援状況はどうでしょうか。現在、自治会活動補助事業として、地域振興課、総務課、建設課、環境政策室から、それぞれに自治会に対して財政的な支援などが行われています。町内の自治会活動活性化のために、御支援いろいろありがとうございます。その支援状況はどうでしょうか。交付の実績など教えてください。

2つ目、自治会活動への新たな支援策は考えられないか。自治会とは、そこに暮らす人がお互いに助け合う共助の考え方から発生した人の集まりだと、私は思います。自治会活動は目に見える効果だけではなく、日常の交流を通じていざというときに助け合える関係をつくり、安心して生活できる地域をつくる大切な役割を担っています。

しかし、これから人口減少により自治会構成員の変化はあちこちで見られるようになると予測されます。若い世代の加入率が低いことなどが問題視されますが、住民の高齢化により自治会を脱退したいという声も聞きます。

これは、自治会の作業を頼まれても、自分が今までできたけど、けがをしたら歩けなくなるから作業に出られんからやめようと思う、そういう声を聞きました。また外国人の方が増えると、どうやって交流すればいいのか悩むということも出てきます。

自治会のスタイルもどんどん変化が求められるかもしれませんが、これまでの自治会が機能するように、何ができるかを考えました。自分たちが暮らす場所を自分たちで整えるために、例えば梅雨や台風の前に補強しておこうと、地元の方が積極的に動くことができれば大きな災害にならなくて済むのではないのでしょうか。

また、もし農道や河川で工事が必要なことが発生したら建設課に連絡が入り、先ほどもありましたが、建設課が対応することが増加します。その対応が、現在ではかなり滞っていると聞きます。住民の方は、補修が必要な状態でずっと対応してもらえないなら、諦めてしまわれるのではないのでしょうか。

自治会内で対応できる内容でしたら、現在は地域振興課から原材料費支給、そして建設課の原材料支給、すいません、ちょっと訂正します。言い直します。

現在は、地域振興課から原材料費支給事業、そして建設課の原材料費支給となっています。こういう支援が町からあるから、みんなで気になったところを直そうと活動できるように、支援策を今後も見直していただき、今現在の自治会活動に合った支援を望みます。

例えば、自治会内の農道や河川についての保全や補修工事を、自治会の構成員で行う場合、建設課と協議し可能な場合に、工事作業費やガソリン代を補助することはできないのでしょうか。お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず初めに、自治会活動に対する町の支援の状況について御説明申し上げます。

本町では、地域振興課、総務課、建設課、環境政策室が連携し、自治会活動を多方面から支援をいたしております。

各支援内容を説明いたしますが、実績としては令和6年度分についてお答えをします。

まず地域振興課では、自治会活動交付金を通じて、自治会の運営を支援しております。この交付金は町内148全ての自治会に対し、世帯数に応じた平等割、自治会活動への参加に対する活動割、事業ごとの補助金交付金である事業割及び町の広報配布に基づく連絡調整割のいずれを交付いたしております。また、令和6年度には、物価高騰に対応するため特別な支援交付金を全自治会に交付いたしました。

総務課では、自治会による街路灯の設置や修繕に対する補助金を19件交付し、特に、LED化の推進に寄与しています。また、消防防災設備設置費助成金を通じて、自治会の防犯防災活動を1件支援をしております。これにより、自治会が地域の安全を守る活動を円滑に行えるサポートととしているところでございます。

建設課では、自治会が行う溝掃除などの活動を支援するため、重機借上げ補助金を1件交付しております。また自治会が独自に行う工事や修繕に対しては、原材料の支給を4件行い、地域のインフラ整備を支援しております。これにより、自治会が自主的に地域の環境整備を行うことを促進しております。

環境政策室では、ごみ収集場所へ設置するごみボックスの購入、設置経費に係る補助金を2件交付し、地域の環境美化と衛生管理の向上に貢献しております。このように本町では各部署が連携し、自治会活動を多角的に支援をしているところであります。

次に、自治会活動への新たな支援策は考えられないかについて御説明いたします。建設課では、現在は平生町公共物等の維持管理活動に対する助成要領により、自治会が行う公共物等の維持管理に対する助成を行っております。内容といたしましては、自治会が溝掃除などの活動を行う際に使用する重機の借上げに対する補助や、セメントや砂利、生コンクリートなどの原材料支給を行うものでございます。

議員の御質問の自治会内の農道や河川についての保全や、補修工事に対する新たな支援策は考えられないかとのことですが、現在自治会が行う活動では、作業が困難であるものにつきましては施工者へ依頼する、軽微な修繕などは町主導で手配を行っている状況です。

しかしながら、近年の異常気象の影響や施設の老朽化などにより、自治会からの要望は多く出されており、町で全てを対応することが難しい状況となってきているのが実情であります。

自治会からは、自治会が修繕を直接施工者に依頼し、かかった費用を町から補助してもらう制度ができないかとの相談もいただいております。これにより、予算化に向けて検討、協議を行いましたが、令和7年度の予算化には至っておりません。

町が構造上、責任を持つこととなる耐力や機能等の基準などが問題となることも一つの要因ですが、いま一度内容等について精査を行い、また近隣自治体との状況も調査し、自治会に対する支援策について検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 今現状や実績を教えていただき、具体的な支援状況がよく分かりました。先ほどの建設課にかかっている負担を少しでも軽減できないかという思いで、町民の自治活動を支援できることを考えると、先ほどの質問させていただいたことは必要ではないかなというふうには考えます。

自治会活動が活発なところと、高齢化や過疎化で活動が思うようにできていない自治会、会費や募金の徴収が大変、世帯数が減少すれば会費の値上げをするか、高齢になって脱会を希望される話も聞くので、あと大都市からの転入者は自治会がない場所を選ぶとも聞きます。

自治会への加入のメリットが未加入の世帯に伝わっていないのだとしたら、どう工夫をしたらいいのか、加入が任意と言いながら強制になっていないか、自治会は共助の考えの下にあると思いますが、それも維持できなくなっている自治会が現実にあるとしたら、どうすればいいのか。

町長は、平生町の地域としてのあるべき姿を、どのように思い描かれていますか、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、高齢化も進んで自治会の中でもですね、高齢者が多くなってきておるといのは承知しておりますし、自治会活動ができないということもよく耳には聞いております。

ただ、こうやって自治会があるということは、私はすばらしく思っております。私は関東といいますが、東京のほうに住んでいたときには自治会はありませんでした。というのも、なぜ平生町、この周辺は自治会があるんだろうかと考えました。やはり小っちゃな町では、自治会単位で、自分たちのところは自分たちで何とかしようという気持ちが現れているんじゃないかなと思っております。

私は、いつもコミュニティもそうですが、コミュニティ協議会もそうですが、自治会もそうです。自分のところは自分たちでどうにかしていこうという、これは地方自治の根幹だというふうには思っております。みんなが自分のところを、どのように快適に暮らせるかというのを考えることはこれはすばらしいことであって、その対応策を自分たちでどうにかしようというのもすばらしいことだと、私は思っております。

だから、そういうことに町としても支援をしていきたいと思っておりますし、自治会活動がですね、活発に行われることを私は願っております。本当に地方自治の中で、こんなに多分、一番小っちゃい組織だと思います、自治会が。

だけでも、そこで自分たちで、自分たちのところをどうにかしようという気持ちがあること自体が、私はそれが地方自治だというふうに思っておりますので、これからも一生懸命、自治会活動を支援してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 町長の思いを改めて聞くことができ、とてもうれしく思います。それをまた町民の皆さんも、自治会の活動に生かしていただけたらうれしいですし、私は今度は議員という立場で、また町民の皆さんの声を聞いたり、こういうことはこんな支援がありますよという紹介もしたり、続けていきたいなというふうに思っています。

再質問いたします。活気あふれるまち平生を目指してのまちづくり、現在、本当大変多方面に支援をいただいています。

今年度の自治会長さんに、令和5年度と令和6年度の自治会アンケート集計結果を見せてもらいました。今、町のホームページでは令和4年度までが見ることができるので、令和5年度については、自治会長と町の職員の方のやり取りが詳細に記載され丁寧に対応されていることを知ることができました。

私も、町内で話げできた自治会長さんに、自治会の今抱えている課題について何人かに聞いてみました。自治会長として、街路灯の電気料金について支出が増えて困っている。この方は、町道沿いまで自治会で管理しないといけないのか、LED化するにも、まず電柱が現在木製なのでそれを金属にすること。それから街路灯をLED化すること。6本あるが、全てにおいて交換すると自治会費が足りなくなる。空き家になった家の前の街路灯がちょうど蛍光灯が切れていて、そこは解約した。電気代が4,000円くらい支出が減った。今後自治会内の街路灯の電気代のためにLED化が望ましいが、申請すれば補助金もあるが支払いに充てる自治会費の予算がない。自治会費を追加で集金するのか、高齢化もあり夜の外出も減り、本当に街路灯が必要かどうか、そういうことを検討している。そういう話を聞きました。

また、空き家が多い地区では、ふだんは不在だがお墓参りなどで年に数回だけ帰省される方がいる。自治会費ももらっている。その人のことを考えると、ふだんは必要が全くないエリアでも、防犯のことを考えると街路灯を設置しておかなければならず、現在の自治会費だけでは電気料金がかさんで賄えない。その人から自治会費ももらっているから今はつけている。しかし電気料金はかなりの負担。撤去などの判断が難しい。こんな声も聞いています。

過疎、高齢化のために自治会内だけで日中に作業する人が集められず、事業者に発注する規模ではないが、少し人手が欲しいときがある。そのときに、作業費とかガソリン代の補助があるとすれば助かる。お弁当とか、お茶とか、休憩のお菓子のことを、結構細々あるんですよ、という

声もありました。

自治会費や前からある行事の集金はとっても大変。広報はポストに入れるけど、不在が多くて回覧板は飛ばす家もあるなど。自治会は基本的に自分たちで暮らしている地域をどうするか、先ほど町長もおっしゃいました、そういう小さな自治の一番一つの小さい単位だということも言われていて、この方は相談しながら、知恵、お金、労力を出し合って、問題を解決するものだとは認識している。町には真摯に対応してもらって感謝しているという声もありました。

いろいろと周りの話に聞くと、自治会の課題は多岐にわたります。私も自治会に入るメリットをすごく感じています。やっぱり助け合うっていうのが、とても大切なので。

今、自治会長同士、またはお互いの地域の課題とか、その解決方法を共有して、自治会の枠を超えてのコミュニティ協議会や各地域の集落支援員さんと情報交換する機会が十分なのでしょう。

私自身も議員として地域の声を聞くことが課題だとは感じています。窓口に来ることができる人ばかりが自治会長をやっていないとも思います。会議を開催しても、時間帯によっては集まる人が限定されることもあります。Eメールが使えない人、庁舎が開いているときに電話ができない人、いろんな方がいるでしょうから、今後も平生町の自治会にぴったりの支援策を、その時々で検討しながら支えていただけたらと思います。

1つ提案したいことがあります。今、平生町のホームページで自治会と検索をするとですね、現在の検索結果は申請書のダウンロードと過去の自治会アンケートの集計結果が掲載されている。それだけなんです。

私は、これを質問するのに、ほかの市町の調べましたホームページを、そこには自治会の在り方だったり、それから行政協力員会議のときに配られる自治会活動の手引き、これの内容のそのままでもいいので載っていたり、あとは今支援策のことと言われていた、この広報紙とかにも載っている、どこの課が何をやっているかというなのがホームページ上でも見えるようになっていました。

あと、これからですね、私が思うのに、転入してきた方とか、それから若い世代の方に、自治会についての紹介、それはとても大事じゃないかなと思います。大体、皆さんスマートフォンでチェックされるんじゃないかと思うので、来年度、例えば自治会長お願いしますねと任命されたときに、初めてやる仕事は前任の方からいろいろ教えてもらうかもしれないんですけど、一度に言われても多分たくさん分からないので、その都度に調べたりすることができるように、町のホームページのもう少し内容を改善していただきたい。

また、今公式LINEがあると思うので、そことの連携、それから申請手続なども簡単にできるようにならないかなというのを、提案したいと思います。

今、平生町の公式LINEで、自治会、自治会活動と入力しても、入力された内容は登録されていませんというふうに出るので、これは今後の改善を期待したいと思います。どうでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

確かにおっしゃるとおり、平生町のホームページに自治会に対する記述とありますが、確かに少ないというふうに思っております。

今、原議員が言われたとおり、ちょっとうちのホームページも見直しをかけて、もう少し自治会のことについても載せられるものがあれば載せていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を2時15分、14時15分といたします。

午後2時06分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 質問2問目、上関町における中間貯蔵施設計画について。すいません、もう一度やり直します。2問目、上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について。

1、1市3町の首長会議が5月下旬に開かれ、その会議では、中国電力による適地調査結果の公表時期に関わらず、各自が公務で上京をする際に資源エネルギー庁を訪れ、各市町の状況を報告することとしたと報道にありました。平生町としては、資源エネルギー庁を訪問するのはいつ頃の御予定でしょうか。

2、平生町は、町として現在の町内の状況や民意をどのような方法で把握して、担当者へ伝えますか。その準備は何かお考えでしょうか。

3、事業者へ環境影響調査の実施を要望できないかお伺いします。

2つの事例をお伝えしたいと思います。1つ目、今年5月27日に広島県の中国電力本社に、山口県内の4団体、原発に反対する上関町民の会、長島の自然を守る会、原発いらん！山口ネットワーク、原水爆禁止山口県民会議が申入れを行っています。

その申入れ内容は、現在、立地可能性調査を行っている使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、安全性や環境への影響が懸念されると指摘しています。その上で、建設計画を撤回することや、適正な環境影響評価を行わないまま適地かどうか判断しないことなど、3項目を求めています。

これは、昨年12月に7学会、いずれも様々な生物を学術研究の対象としている研究者組織

から、上関町における中間貯蔵施設計画に対する適正な環境評価を求める要望書が提出されたことを支持して、上関町における中間貯蔵施設計画の中止を求める申入れです。

2つ目、青森県のむつ市にある使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、2024年の11月6日に事業が開始されました。その事業者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社は、環境影響調査を自主的に行い、リサイクル燃料備蓄センター建設に関わる環境影響評価報告書についてとして、2008年3月に報告書を作成し公表しています。これは、私たちもホームページで確認することができます。

このように、同じように、上関町民、周辺自治体に暮らす住民の安心と理解を得るためには、事業者である中国電力へ環境影響調査の実施と結果の公表について、1市3町の首長が要望することは必須事項だと考えます。首長会議で協議し、事業者へ要望することができるかお伺いします。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後14時18分休憩

.....

午後14時19分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

原議員から上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設について、3点御質問をいただいております。

この中間貯蔵施設に係る対応といたしまして、先ほども申し上げましたが、上関町の周辺の1市3町の首長が集まり協議をしているところでございます。直近の協議の中で、今後1市3町の首長それぞれが資源エネルギー庁に訪問させていただき、周辺自治体の現状の状況を伝えていくことを一つの方向性として確認したところでございます。

まず、1つ目の御質問である資源エネルギー庁への訪問予定については、今月以降上京の折に伺うこととしておりますが、現在のところ未定でございます。

次に、平生町の現状として、どのように把握して、資源エネルギー庁の担当者へお伝えするのかについてお答えします。

本町の現状として、住民によるアンケートを行われたこと、計画に対する懸念や疑問があること、そして国や事業者に説明を求める声があることなどを、伝えてまいりたいと考えております。当然1市3町ですり合わせしたいと思っております。

次に、事業者に対する環境影響調査の実施に係る要望についてでございますが、使用済み核燃料の中間貯蔵施設そのものは、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象でないものと認識は

しております。現在、中国電力株式会社による中間貯蔵施設の立地可能性調査に係る調査結果が出ていない状況に加え、中間貯蔵施設建設の具体的な計画が示されていない中で、環境への影響や法に基づく評価の必要性について、申し上げる状況ではないというふうに考えております。

この中間貯蔵施設の建設計画に対しては、周辺市町の住民にも不安に思う動きが見られることから、我が国のエネルギー政策に対し責任を負う立場にある国が、周辺市町の住民に対してもしっかり向き合って、十分な説明がされるべきであると思いますし、環境の影響につきましても、国及び事業者において、責任ある説明がなされるものと考えております。

今後につきましては、中間貯蔵施設に係る立地可能性調査の結果を踏まえ、1市3町で協議を行いながら、対応をしてみたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 自分たちが暮らす町が、安心安全な場所であり続けるために、隣の町のことだからと黙って見ていることはできません。今後の首長会議で協議いただきたいこと、事業者が主体的に環境影響評価を行い、使用済み核燃料の中間貯蔵施設はどのようなものであるかという説明、施設そのものの説明は当然あると思いますが、それを造ろうとしている予定地の区域、予定地としている場所に造るとこのような影響が自然環境に出ると予想されるのかについて、また近隣で暮らしている住民にはどのような影響があるのか、予測されるのかについて、そういう内容の説明会を住民は望んでいます。

なので、まず中国電力の方が実施したボーリング調査で、地盤について調査された結果を、仮に適地だと言われるなら、その調査手順、ボーリング調査のコア、取り出した実物です。誰が責任者で、何からどう判断したのか、その説明会の会場には、以前、私も聞きに行きましたが、上関町でも講演をされた広島県の地質研究者、また防災士の越智秀二さんにも同席していただき、そういう専門家の方にですね、本当に専門家の目から見て大丈夫と言えるのか、住民の前で話をしてもらいたい。周辺に暮らす住民へよく分かるように説明をしてもらいたい。

環境省のホームページの環境アセスメント制度についてを見ました。そこには開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるのにあたって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。このような考え方から生まれたのが環境アセスメント、環境影響評価制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていこうという制度です、と書いてありました。

この環境アセスメント法は2013年に改正されて施行されています。計画の立案段階から、環境保全への配慮を求める配慮書手続の制度も導入されているので、それに沿って実施すべきだと、私は考えています。

まずは、中国電力は適地判断をする前に、環境省が2013年に改正、施行した環境アセスメント法で調査すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

今言われたことをちゃんと1市3町会議では、御報告をさせていただきたいと思います。また1市3町で協議をして、どのようになるのかも見てみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 質問いたします。

1つ目、環境アセスメントについて、事業者である中国電力にこの調査の実施の有無を任せて、町民の安心安全について責任が取れると、町長がお考えでしょうか。

2つ目、先日報道されたニュースについての見解をお聞かせください。

1つ目は、6月10日、南海トラフ地震などの地震被害想定の見直しを検討している大分県の有識者会議は、国東半島沖から山口県周防大島町付近にかけて分布する活断層を、新たに想定に盛り込む基本方針を決めたというものです。この活断層は、この海域に長さ70キロにわたって複数あり、活断層が一気に動くとき最大マグニチュード7以上の地震が起きるおそれがあると報道されていました。

2つ目、同じ日ですが、上関町議会で議員の質問に対し、施設を受け入れるかどうかの判断が必要になったときに、周辺自治体の民意を考慮するのかどうかという質問が、議員から出ました。これに対して、上関町の西町長は受入れについては上関町で判断すべきと答弁されました。

3つ目は、6月13日にイスラエルがイラン各地にある核関連施設などを攻撃しました。国際法では違法だとされているにもかかわらず、戦争では核関連施設が標的になるのだということが報道されました。

質問いたします。

2つ目は、大分で見つかった活断層のニュースを聞かれて、どう感じられましたか。

3つ目は、6月10日の西町長の発言を聞かれてどう思われましたか。

4つ目は、核関連施設などが攻撃の標的になるということが報じられて、上関町にこういう施設があればここに暮らす住民はイランと同じ状況になる、このようなことを報道で見れば、平生町に暮らすことが安全であるとは言い難い。周辺市町への影響はかなりあると考えます。こうい

う影響の範囲を考えると、上関町だけで判断するという事にならないとは思いますが、町長はどう思われますか。

4点、以上を伺って、私の質問を終わります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいま言われたことにつきましては、1市3町の会議の中で、こういうことが議会から、議会の議員さんから言われましたということをお伝えし、私個人的に今言いますと、1市3町の結束が、また考え方が違う人もいらっしゃると思いますので、そこは調整して1市3町でまとめ上げていくのが筋だろうというふうに思っております。

第一、先ほども言ったとおり、他の町、市は関係ないということですので、やっぱり1市3町がまとまってそれに対する対応をしていかないと、一つの町、一つの市が対応したのではなかなかうまくいかないんだろうなというふうに思っておりますので、1市3町で結束して、今おっしゃられたようなことも含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。（発言する者あり）

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後2時32分休憩

.....
午後2時33分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第30号「令和7年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号「平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更について、お諮りをいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月17日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第9、委員会付託を追加いたします。

日程第9. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第9、お諮りいたします。議案第30号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から議案第32号「平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第32号は、お手元に配付の付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月24日午前9時から行います。

午後2時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

令和7年 第5回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和7年6月24日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年6月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第30号 令和7年度平生町一般会計補正予算
日程第3 議案第31号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第32号 平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第5 議員派遣について
日程第6 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第30号 令和7年度平生町一般会計補正予算
日程第3 議案第31号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第32号 平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第5 議員派遣について
日程第6 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

出席議員 (12名)

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 原 真紀さん | 2番 長尾 忠明君 |
| 3番 中村 一幸君 | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 中川 裕之君 |
| 8番 河藤 泰明君 | 9番 岩本ひろ子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 細田留美子さん | 13番 中村 武央君 |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	中本 稔君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長	横田 佳幸君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	三宅 秀昭君	健康保険課長	久保 秀幸君
産業課長	吉岡 文博君	建設課長	伊藤 正晴君
環境政策室長	山本 和也君	学校教育課長	吉本 敏行君
社会教育課長	岡本 治典君	総務課財務班長	山本 順一君

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第2. 議案第30

日程第3. 議案第31

日程第4. 議案第32

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第30号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、日程第4、議案第32号「平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） 総務厚生常任委員会は6月19日に委員会を開催し、本

会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算1件、条例2件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

質疑についてはありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第30号から第32号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、議案第30号から32号に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第30号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第30号は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号「平生町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第5. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第5、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第6、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 河 内 山 宏 充